

国立国会図書館関西館(仮称)
設立に関する第二次基本構想

—情報資源の共有をめざして—

平成3年8月

国立国会図書館

第二次基本構想について

21世紀の国立国会図書館

国立国会図書館の将来のあり方は、国会の立法活動のみならず、わが国さらには国際的な情報資源の蓄積と流通のあり方に大きな影響をもたらすものである。

このような観点から、国立国会図書館としては、次の課題に積極的に取り組む必要がある。

- (1) 現行のサービス及び業務の高度化と効率化
- (2) 情報ニーズの変化と技術革新に対応した新しいサービスの提供
- (3) 施設及びコンピュータ・システムの容量限界の根本的な解決

これらの課題を解決するためには、新しい発想と設計のもとに、長期的・総合的にその機能の拡充強化を図る必要がある。

世界の動向を見ると、現在、欧米先進諸国を中心に、国家的なプロジェクトとしての大規模な国立図書館の建設とサービスの高度化が進められている。国立国会図書館がこれらと肩を並べ、国際的な協力と提携を深めるためには、このような動向を踏まえ、世界的レベルの図書館の実現をめざした21世紀ビジョンを構想しなければならない。

21世紀における国立国会図書館は、知的創造と相互理解への貢献を理念として掲げ、社会資本としての総合的な情報提供機関として、次のような役割を果たしていくことをめざす。

- (1) 国会のデータバンクとしての立法活動への高度な情報支援
- (2) 国民全体と国際社会に開かれた国立図書館としての役割の強化
- (3) わが国の情報資源の有効活用と世界における自由な情報流通への寄与

関西館(仮称)設立構想は、このようなビジョンに基づく国立国会図書館の将来計画の重要な一環である。この「国立国会図書館関西館(仮称)設立に関する第二次基本構想」は、昭和62年4月に国立国会図書館関西プロジェクト調査会から国立国会図書館長に対して提出された答申、及び昭和63年8月の第一次基本構想を基礎とし、その後の調査研究及び検討の結果をとりまとめたものであり、今後の計画指針となるものである。

関西館(仮称)の概要

21世紀における国立国会図書館のビジョンを実現するためには、ニュー・テクノロジーを駆使し、大容量の書庫を備え、現東京本館と機能的に一体となった、新しい施設が必要である。

この施設は、現在の諸条件を総合的に考慮すれば、ナショナル・プロジェクトとして建設が進められている関西文化学術研究都市に、国立国会図書館関西館(仮称)として設置するのが最も適当であろう。

関西館(仮称)の概要は、次のとおりである。

(1) 関西館の役割

- ① **文献情報の発信** 「情報図書館」として、あらゆる分野の文献とそれに関する情報を、利用者がどこにいても、いつでも、ネットワークを通じて迅速に提供する。
- ② **世界的なサービスの提供** アジア太平洋地域をはじめ、国境を超えた図書館サービスを提供し、国際的な図書館プロジェクトに参加する。
- ③ **新しい図書館協力の推進** 図書館情報ネットワーク、資料保存、研究開発、研修・交流など、内外の図書館協力の推進センターとなる。

(2) サービスと機能

- ◇複写、図書館間貸出等による文献の提供
- ◇全文データベースによる電子文献の提供
- ◇全国・国際ネットワークによる書誌情報・立法情報の提供
- ◇データベースの利用中継サービス
- ◇ニュー・メディアによる来館利用サービス
- ◇日本情報の提供
- ◇アジア太平洋文献情報センター
- ◇図書館情報ネットワーク
- ◇共同保存利用プロジェクト
- ◇保存修復センター
- ◇図書館情報学の研究開発支援
- ◇図書館人に対する国際的な研修・交流

(3) コレクション

21世紀における、1億点(うち、図書2000万冊)規模の集積をめざす。

主なコレクションとしては、国内出版物の1セット、欧米文献、アジア太平洋文献、データベース、ニュー・メディア資料等。

(4) 施設

敷地は約165,000m²の規模を想定し、段階的に施設を整備する。施設は、サービス・エリア、総合情報処理センター、資料保存施設、研究開発施設、大規模書庫等を備えたインテリジェント・ビルとする。

(5) 組織と運営

国立国会図書館の内部組織として位置づけ、弾力的な組織形態と効率的な経営方式を導入する。

目 次

序章	図書館の新しい使命	1
第1章	21世紀の国立国会図書館	3
1.1	国立国会図書館の役割	4
1.1.1	創設の理念	4
1.1.2	基本的な機能—その現状と課題	4
1.2	世界の図書館は動いている	11
1.3	国立国会図書館の将来像	16
第2章	関西館がめざすもの	18
2.1	関西館設立の必要性	18
2.2	新施設が関西館であることの意義	19
2.3	関西館の基本的な役割	20
2.4	本館と関西館の相互関係	21
第3章	文献情報の発信拠点としての関西館	24
3.1	文献提供サービス	26
3.1.1	複写サービス	26
3.1.2	対図書館貸出サービス	27
3.1.3	国の内外の機関によるバックアップ	29
3.1.4	サービス体制	29
3.2	電子文献提供サービス	30
3.2.1	国内電子文献の提供	30
3.2.2	外国電子文献の提供	31
3.3	書誌データベース提供サービス	31
3.3.1	基本書誌情報の提供	32
3.3.2	全国的な文献所在情報の提供	32
3.3.3	専門書誌情報の提供	33

3.4	立法情報提供サービス	33
3.4.1	立法情報の国会への提供	33
3.4.2	立法情報の国民への提供	34
3.5	外部機関作成データベースの利用中継サービス	34
3.6	高度な情報提供サービスへの展望	35
3.6.1	マルチ・メディア情報提供サービス	35
3.6.2	自動翻訳システムの導入	35
3.6.3	人工知能の活用によるサービスの展望	36
3.7	来館利用サービス	36
3.7.1	基本的な考え方	36
3.7.2	サービス内容	37
第4章	世界に広がる関西館のサービス	38
4.1	国際情報流通の新しい課題	39
4.1.1	情報入手の新しいニーズ	39
4.1.2	日本情報が求められている	40
4.1.3	国際的な情報の受信と発信	40
4.2	世界に広がるサービス	40
4.2.1	文献情報の提供	40
4.2.2	国際的な図書館ネットワーク	41
4.2.3	在外の日本情報提供機関への支援	41
4.2.4	外国の日本研究機関への支援	41
4.3	アジア太平洋文献情報センター	42
4.3.1	設立の必要性	42
4.3.2	サービス体制と機能	42
4.4	国際的な協力の推進	43
第5章	図書館協力の新しい展開をめざす関西館	45
5.1	図書館協力の拠点としての関西館	46
5.2	図書館に対する文献情報提供サービス	46
5.3	全国的な図書館情報ネットワーク	48
5.4	保存協力	49
5.4.1	基本的な考え方	49
5.4.2	共同保存利用プロジェクト	50
5.4.3	保存修復センター	50
5.4.4	マイクロ・ネガ・フィルム保管庫	51

5.5	研究開発への支援と研修・交流プログラム	51
5.5.1	バイオニア・ライブラリーとして	51
5.5.2	研究開発への支援	52
5.5.3	研修・交流プログラム	52
第6章	関西館のサービス基盤——情報資源とシステム	53
6.1	関西館の情報資源	54
6.1.1	関西館のコレクション	54
6.1.2	関西館のコレクションの段階的構築	57
6.1.3	国の内外の図書館等によるバックアップ	58
6.1.4	資料のメディア変換	59
6.2	総合情報処理センター	60
6.2.1	新たな総合情報処理センターの必要性	60
6.2.2	国立国会図書館ネットワーク・システム	60
6.2.3	文献情報提供サービス・システム	62
6.2.4	文献情報提供サービス支援システム	64
第7章	関西館の組織・運営及び施設	66
7.1	関西館の組織と運営	66
7.1.1	関西館の組織・人員	67
7.1.2	関西館の運営	68
7.2	関西館の施設	68
7.2.1	施設の考え方	68
7.2.2	施設の機能構成	69
7.2.3	敷地の位置及び規模	72
7.2.4	施設の規模	72
7.2.5	建設の日程	72

構想の実現のために 74

主な経緯 76

国会法(抄) (1)

国立国会図書館法 (1)

<図表一覧>

図表1	国立国会図書館の基本的な機能	5
図表2	国立国会図書館の40年	12
図表3	戦後日本の図書館界の発展	13
図表4	主要国立図書館の国際比較と動向	15
図表5	国立国会図書館の現在と未来	17
図表6	本館と関西館の相互関係	22
図表7	本館と関西館の関係概念図	23
図表8	関西館の複写サービスの対象と内容	27
図表9	関西館における情報の受信と発信	39
図表10	新しい図書館協力活動の展開	47
図表11	図書館情報ネットワークの機能イメージ図	48
図表12	関西館の情報資源の構成	55
図表13	関西館コレクションの段階的構築イメージ図	58
図表14	国立国会図書館ネットワーク・システム概念図	61
図表15	文献情報提供サービス・システム群一覧	62
図表16	文献情報提供サービス支援システム群一覧	64
図表17	関西館の組織構成	67
図表18	関西館の施設構成イメージ図	69
図表19	関西館の施設機能	70
図表20	関西文化学術研究都市地図	73

序章 図書館の新しい使命

知恵と創造性の必要

21世紀の到来を目前にして、人類全体の繁栄のために、わが国が取り組むべき課題は多く、また、国際社会において果たすべき役割はいよいよ大きくなっている。わが国は、調和のとれた発展を基礎に、国民一人ひとりの物的・精神的な豊かさをめざすとともに、世界の諸国民との相互理解を通じて国際社会に貢献していくことが求められている。

このためには、政治・経済・文化・科学技術等すべての分野において、知恵と創造性が必要とされる。この知恵と創造性は、人類が過去に築き上げてきた知識と経験に学び、現に発生しつつある情報を交換し合い、これらを共有することによって得られるものである。

このような知識や情報は、さまざまな媒体の文献に記録されて流通し、さらに蓄積されて情報資源となる。この資源は、天然資源と異なり枯渇することがなく、限りない発見の可能性を秘めた知的資源である。企業・大学・官庁等の組織体にとっても、地域社会に住む個人にとっても、知恵と創造性を生み出していくためには、このような情報資源の中から必要な情報を効率よく発見し、有効に活用することが不可欠となっている。

図書館の社会的役割

図書館の社会的役割は、文献を情報資源として蓄積して、その利用を制度的に保障し、必要な情報を検索するための目録やデータベース等を作成して、文献と利用者の間を結びつけることである。高度情報社会といわれる現代社会においては、この機能はますます重要となっており、それゆえ図書館は不可欠の社会資本となっている。

従来、図書館は利用者がそこを訪れ利用するという、どちらかといえば静的な「施設」としてのイメージが強かった。しかし、図書館をめぐる実情は大きく変

わりつつある。最近20年ほどの間に、図書館の数そのものが大幅に増加し、利用者に情報を提供する機会が増え、貸出・複写を含めて、そのサービス内容も多様化してきている。さらに、情報処理・通信技術の発達をはじめ、ニュー・テクノロジーの図書館サービスへの導入は、情報を効果的に検索して提供する手段の発達を促し、この静的な「施設」を、情報の発信・中継拠点という動的な「機能」へと変えつつある。図書館はさらに、単に現在の社会的ニーズに応えるばかりでなく、新たなニーズと創造の機会を創出することで未来を拓くものである。

国立国会図書館の新しい使命

国立国会図書館は、国会議員の立法活動に資する国会のための図書館であると同時に、わが国の情報資源を国民共有の財産として総合的かつ網羅的に蓄積して、国会はもとより行政・司法各部門や日本国民に対し、その利用を最大限に保障する国立図書館である。また、国立国会図書館は、わが国全体の情報資源を有効に活用するために関係諸機関と協力し、これを支援する任務を負っている。さらに、国立国会図書館は、これらの情報資源を広く国際社会に開放することを通じて、世界の諸国民の相互理解に貢献する役割を有している。

国立国会図書館は、その40年の歴史を通じてさまざまな図書館サービスの充実を図ってきたが、その施設及び機能ともに限界に近づきつつあり、サービスの遂行において多くの課題を抱えている。また、21世紀に予想される知識社会の進展と国民生活の変化等、国の内外の新しい環境に十分に対応するには、発想の転換と改革が必要となっている。さらに、情報資源は多様化しつつ増加の一途をたどっており、これを蓄積し、活用するための場を新たに求めなければならない。国立国会図書館は、わが国の文献情報の流通についての国民的課題を担い、国際社会の要請にも応えるため、新たな飛躍と発展に向けた一步を踏み出すべき時期にきている。

第1章 21世紀の国立国会図書館

1.1 国立国会図書館の役割

1.1.1 創設の理念

1.1.2 基本的な機能—その現状と課題

1.2 世界の図書館は動いている

1.3 国立国会図書館の将来像

第1章の要約

国立国会図書館は、納本制度を基礎とした国内出版物の網羅的収集と外国出版物の大規模収集により、国会議員の調査研究に資するとともに、行政・司法部門及び国民に対して、さまざまな図書館サービスを提供してきた。しかし、出版物と利用者ニーズの増加と多様化をはじめとする内外の環境変化によって、国立国会図書館は、現在多くの課題に直面するに至っており、書庫施設及びコンピュータ・システムともに限界に近づいている。一方、世界各国では国家的な規模で国立図書館の建設と改革が進められており、先端的な議会サービスが提供されている。このような現状と動向を踏まえ、21世紀における新しい役割を果たすためには、当面する諸課題を解決しながら、その機能を飛躍的に強化拡充することが必要である。

国立国会図書館は、知的創造と相互理解への貢献を新しい使命とし、わが国全体の情報資源の有効な活用と世界における自由な情報流通に寄与する。このため、国立国会図書館は、国会のためのデータバンク機能を持つとともに、国内の政治・経済・文化・科学技術等のあらゆる分野の活動を支え、また、国境を超えた地球規模の課題の解決にも貢献できる、社会資本としての総合的な情報提供機関となることをめざす。

1.1 国立国会図書館の役割

1.1.1 創設の理念

国立国会図書館の創設の理念は、国立国会図書館法(昭和23年2月9日法律第5号。以下「館法」という。)の前文に「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」と簡潔に表現されている。

この理念を実現するために、国立国会図書館は、館法によって、国会のための図書館としての機能、行政・司法各部門と連携する機能、及び国民全体に広く開かれた国立図書館としての機能を付与された。

そして、この理念と機能は、国立国会図書館の創設から40年を経て、ますます、その重さを加えている。わが国が経済・科学技術の分野で急速な発展を遂げた現在、民主社会の成熟と学術・文化等の分野における国際社会への平和的貢献が要請されている。この要請に応えるためには、国内的にも国際的にも情報の入手と利用の可能性を高めることが不可欠の条件であり、情報資源を大規模に蓄積する国立国会図書館が果たすべき役割は大きく、また重要なものとなっている。

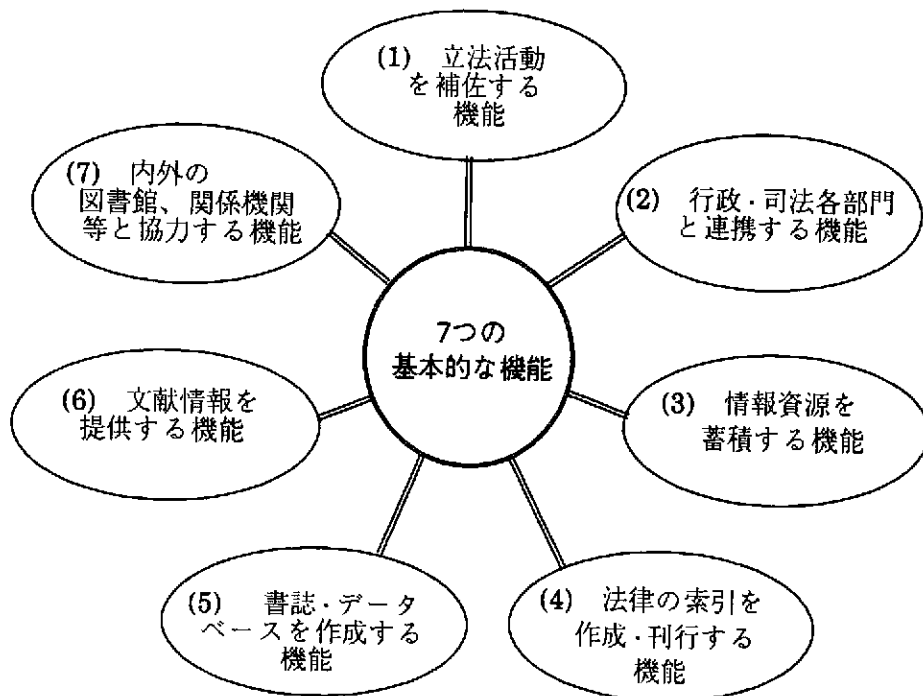
1.1.2 基本的な機能—その現状と課題

国立国会図書館は、国会法第130条の「議員の調査研究に資するため、別に定める法律により、国会に国立国会図書館を置く。」という規定に基づき、館法により「図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的」として設置されている(館法第2条)。

国立国会図書館の基本的な機能としては、7つの機能があげられる([図表1]参照)。これらは、創設以来40年にわたって実績を積み重ねてきたものではあるが、現代社会の図書館に対するニーズの多様化・高度化と、さらには図書館をめぐる技術の進歩や環境の変化と相まって、今後解決すべき、さまざまな課題を含んでいる。そして、これらの課題について、現在の組織と施設だけではこれに対応することが難しくなっており、新たな国立国会図書館の将来計画を構想し、そ

の実現を通じてこれらの諸課題を解決していかざるを得ない状況に立ち至っている。

【図表1】 国立国会図書館の基本的な機能



(1) 立法活動を補佐する機能

法案の分析、資料の提供等を通じて、衆参の両議院、委員会及び国会議員の活動に資する機能であり(館法第6章)、立法調査を含む広範囲かつ迅速な情報提供サービスを行うことによって、国政審議に貢献する。

<現状と問題点>

① 政治に対する要求がますます複雑になるに伴い、国会議員の情報ニーズは、年ごとに多様化・高度化している。年間の調査・レファレンス件数は、約2万件(平成元年度)に達し、わが国の国際化を反映して、その約3割は国際動向に関するものとなっている。

② 調査事項は極めて広範囲かつ専門的になっており、また文献の形になる前の情報を含め、迅速な回答が求められている。しかし、どんな情

報がどこにあるかを把握するための手だてが不十分なため、ニーズに十全に対応しきれない状況にある。

<課題と方向>

- ① 文献情報の迅速な提供、政策立案を支援する高度な情報の提供、幅広い海外情報の提供、の3つのサービスの柱を拡充強化する。
- ② 国政審議に役立つデータベースを作成するとともに、内外のデータベースとニュー・メディアによるサービスを拡大する。
- ③ 国立国会図書館と国会構内を結ぶローカル・エリア・ネットワークを構築し、また、全国的・国際的なネットワークを活用して、国会議員がどこにいてもサービスが受けられる体制をつくる。

(2) 行政・司法各部門と連携する機能

行政・司法各部門に置かれた国立国会図書館の支部図書館とそのネットワークは、諸外国に見られない独特の制度である。この制度を通じて、政府刊行物の収集と、行政・司法各部門に対し多様な図書館サービスが行われている(館法第3条、第4章、第7章、第23条)。

<現状と問題点>

- ① 各行政省庁及び最高裁判所に35の支部図書館が設置され、合計約400万冊の蔵書を有し、年間延べ約65万人の行政・司法各部門の職員が相互に利用している(平成元年度)。国立国会図書館本館との間では、資料の相互貸借、レファレンス及び運営面での協力活動が行われている。
- ② 政府刊行物の納本実績、省庁内での各支部図書館による文献情報提供サービス等の現状は、この制度のメリットを十分に生かしているとはいえない。

<課題と方向>

- ① 政府刊行物の収集を格段に強化し、また、行政・司法各部門に対する文献情報提供サービスを改善する。
- ② 支部図書館の業務の機械化を促進し、本館と支部図書館の間のオンライン・ネットワークを拡充する。

(3) 情報資源を蓄積する機能

国立国会図書館は、法定納本制度(館法第9章～第11章)を基礎として、国内出版物を網羅的に収集する。この機能は、世界のいずれの国においても、国立図書館が持つ共通の基本的機能である。外国出版物については、大規模な選択収集を行い、これらを蓄積する。国の内外から収集して蓄積したこれらの資料は、国民共有の財産であり、国の情報資源である。

<現状と問題点>

① 所蔵資料は、平成2年3月末現在、図書が約509万冊(うち外国図書約150万冊)、雑誌・新聞等の逐次刊行物が約11万5000タイトル、地図・レコード等の非図書資料が約300万点という膨大な数となっており、日々数千点が増加している。

② 納本制度に対する理解は未だ十分ではなく、出版物の流通経路の多様化と相まって、収集率に影響するところとなっている。

③ CD-ROM等の新しいメディアによる出版物も増加し、資料の形態の多様化に計画的に対応する必要に迫られている。

④ 個々の所蔵資料は、民間出版物を中心に1部のみのもものが大部分であり、これらを多目的に利用することによる資料の破損、酸性紙による紙の劣化などの問題も深刻になっている。

<課題と方向>

① 国内出版物の収集率を高めるため、納本制度の普及に努め、その完全な実施を目指す。

② 現有書庫の収容力は、21世紀初頭には限界が来ることが予想されている。これに対処するためには、大容量の書庫を新設しなければならない。

③ 国立国会図書館の情報資源の活用を将来にわたって保障するためには、資料の損耗に長期的に対処し、また、大規模地震等の災害による消失の危険性に備える必要がある。

④ このためには、国立国会図書館納入出版物代償金審議会の答申(昭和60年12月12日)にそって、現行の民間出版物の一部納本制を改正し、二

部納本制を実現して、その1セットを地理的に分散して蓄積する必要がある。また、資料のマイクロ化・電子化などメディア変換による情報の保存の途も具体化しなければならない。

⑤ 映像・音響資料等の視聴覚資料、及びデータベース等の電子化資料については、その蓄積と利用に関し、関係諸機関との役割分担の可能性をも検討しつつ、国全体の資源の蓄積を図っていく。

⑥ 国立国会図書館の情報資源のみならず、国全体の情報資源の利用をも保障するため、他機関が所蔵する資料についても、最大限にその保存に協力し、共同利用を促進する。

(4) 法律の索引を作成・刊行する機能

国立国会図書館は、法律の索引を作成・刊行する(館法第8条)。これは、国会議員はもとより国民全般、さらには外国の人々が、わが国の国会の制定する法律やその内容について容易に検索できるようにするものである。

<現状と問題点>

現在、国立国会図書館では、わが国法令についてその制定・改正経過・公布・施行・適用等を明らかにした『日本法令索引』を作成し、刊行しているが、法令が複雑化・多様化する状況の中で、十分な検索手段を提供しているとは言い難い。立法府に属する図書館として、より高度な内容の索引の作成が求められている。

<課題と方向>

法令の詳細な事項や用語の索引、さらには全文のデータベース化など充実を図り、それを誰もが容易に検索できるよう整備する。そのために、関係各機関とも協力する。

(5) 書誌・データベースを作成する機能

国内出版物に関する全国書誌をはじめ、各種の基本的な目録、索引等を作成する(館法第7条等)。ジャパン・マーク(国内出版物に関するデータベース)を中心とする国立国会図書館のデータベースは、わが国の情報基盤であり、また、国際的なデータ交換を通じて、文献情報の国境を超えた利用を促進する基盤を形成する。

<現状と問題点>

① ジャパン・マーク等の基本書誌をはじめデータベースの収録件数は、総計約610万件に達する(平成2年9月末現在)。また、そのオンライン・サービスも拡大しつつある。

② これらデータベースの作成については、収録範囲の拡大、質の向上、迅速な提供が各方面から強く要請されている。

③ 国内出版物の全国的な所在状況を示し、図書館協力の基盤となる総合目録の作成(館法第21条)は、未だ実現するに至っていない。

<課題と方向>

① 国立国会図書館の情報資源を最大限に活用する基盤として、他機関が共同利用できる、かつ付加価値の高いデータベースを作成する必要がある。

② 当館作成のデータベースを基礎として、全国的な図書館情報ネットワークを形成し、全国総合目録の作成をめざす。

③ 国際的な書誌情報データの交換と文献情報の流通の促進に寄与する。

(6) 文献情報を提供する機能

国会、行政・司法の各部門、日本国民に対して、所蔵資料を利用に供する機能であり(館法第2条)、文献情報の提供サービスや、その利用を助けるためのレファレンス・サービス等、多様な文献情報(原文献そのもの及び文献に関する書誌・所在情報等)提供サービスを行う。これによって、国民全体にとっての文献情報の最終的な拠り所として、その情報アクセスを保障する。

<現状と問題点>

① 国会議員をはじめ、年間約50万人の利用者が訪れ、約104万点の資料を閲覧している。また、年間約56万件の複写サービス、約5万冊の資料の館外貸出、約30万件のレファレンス・サービスを行っている(郵送等を含む)。(平成元年度)

② 現在の来館利用型を主とするサービスの提供方式では、そのサービス対象が首都圏の居住者に偏する傾向があり、図書館サービスは、結果として大きな地域的制約を受けている。

③ 来館利用者の増加による過度の混雑と、利用者が情報を求める態様の多様化により、国立国会図書館は、現在のサービス体制では利用者の情報ニーズに十分応えることができなくなっている。

<課題と方向>

① 利用者がどこにいても、いつでも文献情報を入手できるサービス体制を築き、これによって国立国会図書館の全国的・国際的な役割を拡大し、また情報アクセスの機会均等化を促進する。

② 現在の本館の機能を拡充強化し、そのサービスを抜本的に改善する。ニーズに即したきめ細かい迅速なサービスと、データベースの活用を含む、より高度なレファレンス・サービスを実施する。

③ 内外の図書館・情報提供機関等との協力によってネットワークを形成し、利用者の文献情報の入手可能性を飛躍的に高める。

(7) 内外の図書館・情報提供機関等と協力する機能

国立国会図書館は、国民が国立国会図書館のサービス及び資料を他の図書館を経由して利用できるように、図書館の組織とサービスの改善について、国内の各種図書館、図書館団体、図書館人等を援助し(館法21条)、ひいてはわが国の図書館界全体の振興と発展に寄与する。また、出版物の国際交換を行う機能(館法第24条)は、国際的な図書館協力と世界における自由な情報流通の基礎となっており、国立国会図書館は出版物の国際交換に関するユネスコ条約(昭和59年7月11日、条約第6号及び第7号)にいう、わが国の「国の交換機関」となっている。

<現状と問題点>

① 国立国会図書館との間で、文献の相互貸借・複写・レファレンス等の図書館サービスの面で連携があり、さらには見学・研修・セミナー参加を含め人的交流のある国内の各種図書館は、平成元年度現在約2,400館にのぼっており、国内における図書館協力は充実しつつある。

② しかし、資料保存のため相互貸借のサービスができない場合も多く、図書館界の要望に十分応じられない状況にある。

③ 国立国会図書館との間で出版物の国際交換を行っている海外の国立図書館、国際機関等は、112か国4地域、844機関(平成元年度現在)に及び、国際交流も盛んになりつつある。

④ 一方、海外利用者に対する文献情報提供サービスはきわめて限定された範囲にとどまり、国立国会図書館の存在自体よく知られていない状況にある。

<課題と方向>

① 図書館協力に活用し得る国立国会図書館の情報資源を拡充し、資料の相互貸借、協力複写、協力レファレンスを拡大する。

② 国の内外の図書館・情報提供機関等との協力関係を一層発展させ、各種の協力プロジェクトを実施する。

③ 国全体の国際協力の枠組みの中で、国際的な文献情報提供サービスを展開する。

④ 図書館サービスの実務面において、関係を有する国の行政省庁、地方自治体、関係諸機関・団体との協力・連携関係を積極的に築いていく。

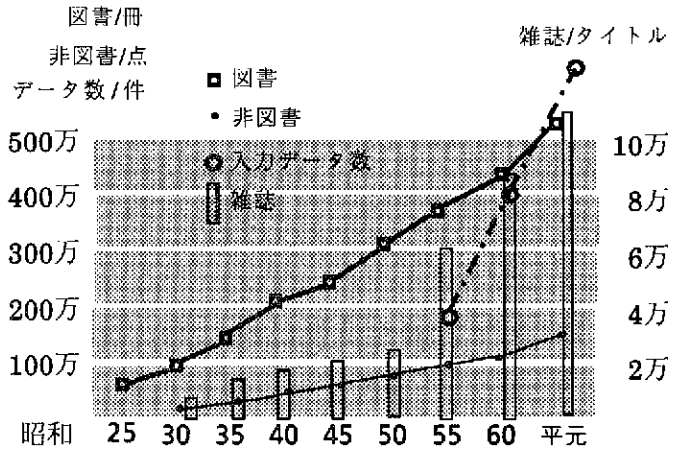
1.2 世界の図書館は動いている

(1) わが国の図書館界は、特に1960年代以降、利用者のニーズに個々に応えることを目標に、図書館設置数・蔵書数等においても、そのサービス内容においても、急速に発展してきた([図表2] および [図表3] 参照)。しかし、公共図書館が未設置の町村は、1989年においても全国町村総数の約8割にのぼり、既に設置された公共・大学・専門等の各図書館についてみても、その蔵書・財政・要員等の運営基盤は必ずしも堅固とはいえない。今後は、各図書館がその設置主体の理解のもとに、ニーズの多様化・高度化に対応する体制をつくるとともに、図書館協力の促進によって、その情報資源を共有化し、効率的な図書館運営を図ることが必要と

[図表2] 国立国会図書館の40年

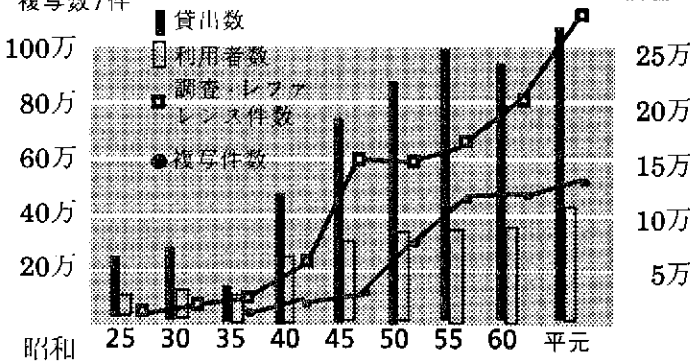
所蔵資料/
データベース
件数

(注) 昭和50年以前の雑誌数はその時点において継続中のものの数。非図書の内訳は地図、レコード、マイクロフィルム、博士論文、点字資料、その他。



貸出/点
利用者数/人
複写数/件

利用関係

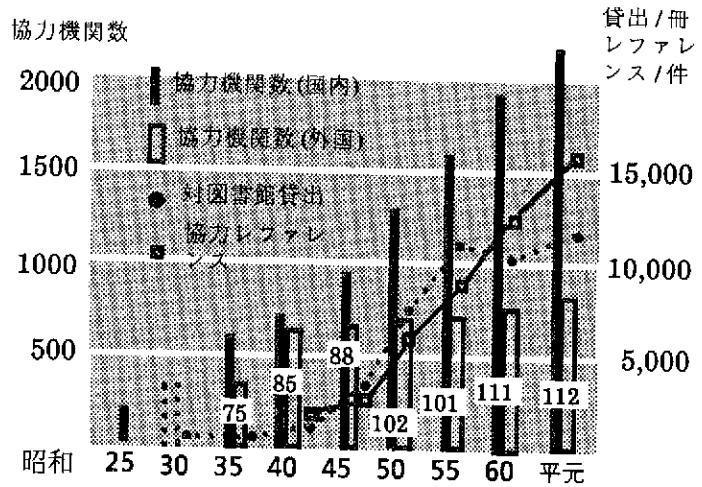


(注) 利用者数は本館及び国会分館の一般来館者数。貸出数は館内一般出納と館外貸出の計。複写件数は論文数換算推計値。

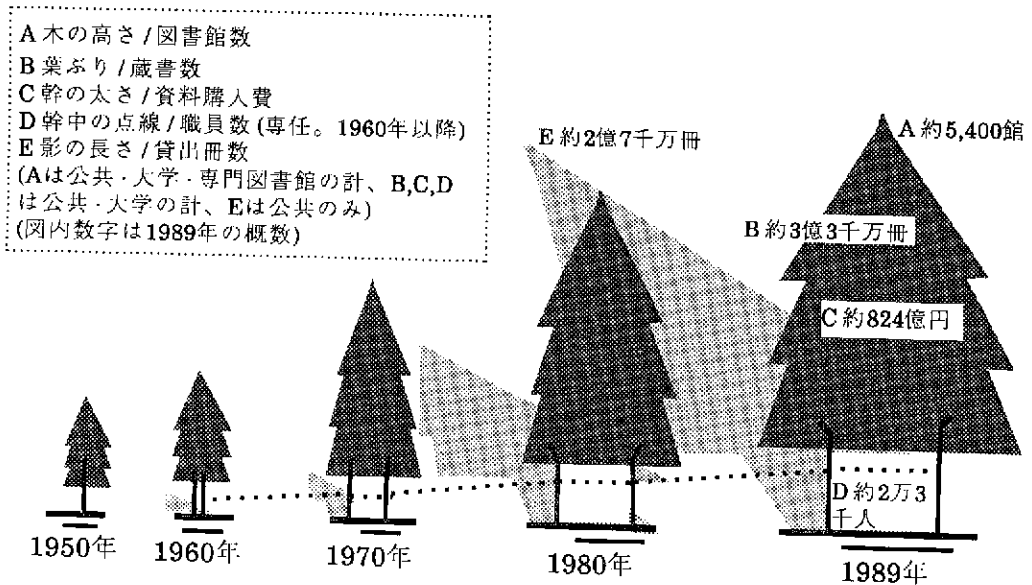
- ◆ 数値は年度単位。平成元年は暦年。
- ◆ 典拠は国立国会図書館年報各年その他。

協力関係

(注) グラフ内数字は国立国会図書館の国際交換相手国・地域数。貸出、レファレンスは国会に対するもの及び支部図書館間を含まない。



[図表3] 戦後日本の図書館界の発展



◆ 典拠 / 『日本の図書館』
文部省各種統計

なる。また、公共・民間を問わず、情報提供サービス機関が近年急速な発展をみしており、これらの機関と図書館とのあるべき関係を確立していくことも課題となっている。

(2) わが国の図書館界が直面している課題の多くは、世界中のいずれの図書館にも共通している。利用者ニーズの多様化・高度化、出版物の急激な増大とメディアの多様化、情報処理・通信技術等の図書館への応用領域の拡大、民間の情報サービス産業の発展、図書館運営財源の制約、図書館人の資質向上等の諸問題が挙げられ、各国の大規模図書館は、これらの課題に積極的に取り組んでいる。これらの動きの中で特に重要なことは、各国とも国立図書館の建設や改革について、単にひとつの図書館の経営問題に限定することなく、国家レベルの情報戦略の一環として位置づけ、あるいは世界に向けての文化的なシンボルの形成を目標としていることである。また、国際的なネットワークを通じて、国境を超えたサービスを利用者に提供することをめざしている点も共通している（〔図表4〕参照）。

(3) 世界の主要国の議会に対する図書館サービスの発展もまた著しいものがある。米国議会図書館の議会調査局をはじめ、カナダ、西ドイツ、オーストラリア等の議会図書館におけるサービスは多様で充実している。各国とも、自館作成の情報検索システムを構築しているほか、商用データベース、ニュー・メディア資料を多面的に活用し、議員の調査研究活動に多大の便宜を供している。議員の活動範囲の広がりに対応し、図書館にわざわざ足を運ばなくても利用できる情報提供サービス体制への転換が大きな特徴となっている。

(4) 以上みてきたように、世界の図書館は、急激な環境変化の渦中であって、新しい模索を始めている。国立国会図書館にとって、これらの動きに呼応しつつ、社会の期待に応え得るように将来像を描き、実行することが重要な責務となっている。

[図表4] 主要国立図書館の国際比較と動向

	国立国会 図書館	米 国 議会図書館	英国図書館	フランス 国立図書館	ソ 連 レーニン 図書館	中 国 国家図書館
創 立 (前身)	1948年 (1872年)	1800年	1973年 (1759年)	1789年 (1720年)	1925年 (1831年)	1912年 (1909年)
職員数	850名	4,874名	2,466名	1,275名	3,021名	約1,700名
床面積	14万5000m ²	24万9000m ²	17万m ² *	11万7000m ²	11万4000m ²	14万2000m ²
所蔵 資料** (うち図書)	約833万点 (509万冊)	約8000万点 (1972万冊)	約4000万点 (1174万冊)	約3300万点 (1100万冊)	約3200万点 (1300万冊)	約1400万点 (650万冊)
運営等	国会 衆参各議院 運営委員会	連邦議会 上下両院 合同委員会	芸術・ 図書館庁 理事会	文化省 運営審議会	文化省	文化部
財政規模	129億円 うち 施設費 17億円 ['90]	約518億円 (3億8000万 ドル) うち 連邦予算96% (若干の自己 収益金含む) 信託基金等4% ['88]	約159億円 (6820万 ポンド) うち 国の補助金 75% 自己収益金 25% ['87-'88]	約64億円 (2億9550万 フラン) ['89]	約25億円 (1100万 ルーブル) ['89]	約10億円 (2932万元) ['88]
対国家 予算比率 (防衛・国防 費を除く)	0.021%	0.052%	0.045%	0.020%	0.003%	0.012%
動 向	関西館(仮 称)設立に 向けて検討 中。	21世紀に 向けて経営 改革が進行 中。	1996年完成 をめざし 新館建設中 (11万m ²)。	新フラン ス図書館を 建設中。総 事業費見積 り2,500億 円。	大規模な増 築を計画中 (8万m ² 、 1995年完成 予定)。	1987年新館 竣工。国際 的レベル の図書館を めざす。

*新館を含む。

**所蔵資料については、算出方法が国により異なるので、参考数字である。

1.3 国立国会図書館の将来像

以上に述べた現状と内外の環境変化の認識に立ち、21世紀における国立国会図書館は、知的創造と相互理解への貢献を理念とし、社会資本としての総合的な情報提供機関として、以下の役割を果たすことをめざす。

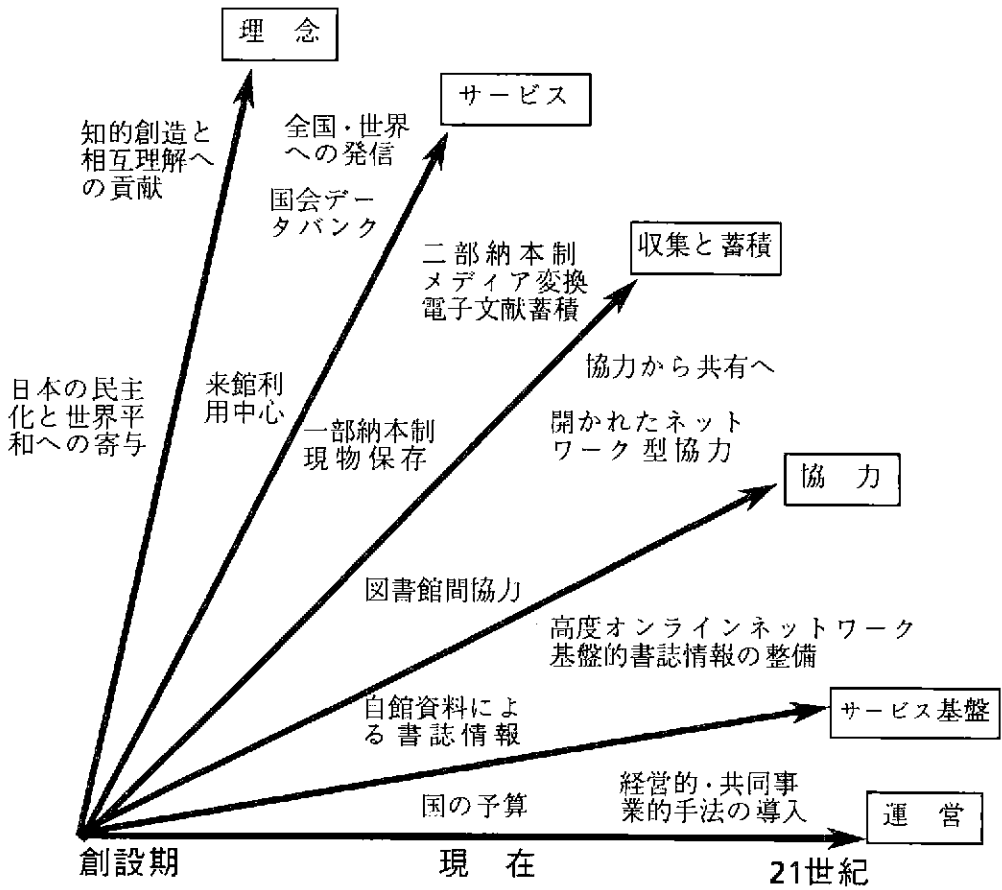
(1) 国会のデータバンクとして、立法活動を支援する高度な情報サービスを提供する。

(2) 国民全体と国際社会に開かれた国立図書館として、わが国の情報資源全体の有効活用を図り、世界における自由な情報流通に寄与する。

このような役割を果たすことによって、国立国会図書館は、21世紀の新しい日本の政治・経済・社会・文化の進展に対応し、国際社会の要請に応え、国境を超えた地球規模の課題の解決にも寄与し得る、総合的な情報提供機関となりうるであろう。

関西館の構想は、この国立国会図書館のあるべき姿を現実のものとするための一環をなすものにほかならない。

[図表5] 国立国会図書館の現在と将来



第2章 関西館がめざすもの

- 2.1 関西館設立の必要性
- 2.2 新施設が関西館であることの意義
- 2.3 関西館の基本的な役割
- 2.4 本館と関西館の相互関係

第2章の要約

21世紀における国立国会図書館のあるべき姿を実現し、増大する情報資源の蓄積と活用を図るには、東京の現施設における調査研究図書館としての機能を強化拡充する一方、ニュー・テクノロジーを駆使した情報の発信・中継機能を持ち、情報資源の大量蓄積を可能とする、新しい施設が必要である。

この新しい施設は、経済・社会・文化的な諸条件を総合的に考慮すれば、ナショナル・プロジェクトとして都市建設が進められている関西文化学術研究都市に国立国会図書館関西館(仮称)として設立されるのが最も適当であろう。

関西館の基本的役割は、「文献情報の発信」を核として、これを通じて「世界的な情報流通」と「新しい形の図書館協力」を実現することにある。

2.1 関西館設立の必要性

国立国会図書館が、当面の諸課題を解決しながら、21世紀において、そのサービスの拡大を図ることは、わが国全体にとって大きな利益である。しかし、その実現を図るためには、現に東京にある本館の施設と組織だけではもはや限界に近

づきつつあり、新たにこれと有機的に一体化した機能を果たすことができる大規模な施設と組織を必要とする。

その理由は、以下のとおりである。

① 国立国会図書館が蓄積すべき情報資源、すなわち収蔵資料は現在、一日数千点の割合で増加の一途をたどっており、新たな大規模書庫の増設が、21世紀初頭に必要とされる。

② 特に国内出版物については、大規模地震等の不測の災害に備えて、国民共有のかけがえのない財産として分散保存する必要がある。しかも、これらの情報資源は、利用されない単なる集積ではなく、効果的な活用が図られるような場所・施設に保存されるべきである。

③ 情報処理・通信等の分野の新たな技術の発達と、電子出版など新たなメディアの出現によって、図書館サービスの将来像は大きく変化しつつある。これらの先端技術を全面的に採用して、従来、必ずしも十分でなかった文献情報提供サービスの向上と効率化を図るためには、そのような構想と設計のもとに周到に計画された新たな施設とシステムが別途必要である。

このような必要性により設立されるべき施設が「関西館(仮称)」にほかならない。これにより、東京の現施設(以下「本館」という。)と新たな関西館は、それぞれの特徴ある機能を活かしながら、相互に補い合って、一体としての国立国会図書館として、総合的な役割を果たすことが可能となる。

2.2 新施設が関西館であることの意義

関西館は、以下に述べるような社会的・経済的・文化的な諸条件を総合的に考慮すれば、関西地域、とりわけナショナル・プロジェクトとして世界に開かれた都市づくりが進められている関西文化学術研究都市内に立地するのが最適であり、それによってナショナル・レベルの利益に資するところが多い。

① 関西地域は首都圏と並ぶ、わが国の経済・産業・学術研究・国際交流の中核であり、極めて大きな高度の情報ニーズが存在している。ここに、国立国会図書館

の全国的・国際的な規模のサービス拠点が設置されることは、その地域特性に最も適している。

② 関西地域には、日本文化の長い歴史的伝統があり、文化・学術研究・知的創造の発展を担う関西文化学術研究都市の建設が進められている。関西館は、その役割からしても、その中心的存在となり得るし、それにふさわしい基盤施設である。

③ 関西地域は、先端技術を含む各種産業が首都圏と同様に豊富であるので、技術及び人材等の面において、関西館を効率的に運営するのに必要な社会的条件に恵まれている。

④ 首都圏と関西地域との間には約500kmの距離が存在するが、通信技術の発達と物流体制の整備によって、その時間的・地理的な距離は克服される。また、新関西国際空港も含めて、この地域の交通・通信基盤は、国内でも最も整備された地域となる。

⑤ 民間の設立によるものも含め、関西文化学術研究都市内には国際規模の研究施設や交流施設等が設置されつつあるが、これらとの協力・提携を図ることによって、より多様化・高度化した図書館サービスの展開が可能となる。

2.3 関西館の基本的な役割

関西館の基本的な役割と機能は、「文献情報の発信」「世界に広がるサービス」「新しい図書館協力」の3本の柱からなる。

① 「文献情報の発信」は、関西館が、利用者がそこに赴くという従来型のいわば「施設」としての図書館から、各種の文献情報が、どこにいても、いつでも人手できるような「発信型」の図書館として機能することを意図している。これにより、複写・電送・貸出等を通じて文献そのものや所在情報を含む文献に関するさまざまな情報、すなわち「文献情報」を提供する。これには、海外から情報を入手し、中継・発信する機能を含んでいる。このためには、資料のマイクロ化・電子化を含むメディア変換を推進するとともに、情報資源を蓄積するための大規模な収蔵庫と高度の情報処理・通信施設を必要とする。

② 「世界に広がるサービス」は、関西館のサービス対象が国内の利用者のみならず、地球規模の利用者に広がっていることを意味する。国際社会における責任ある一員として、わが国に求められる情報を提供し、これにより相互理解を深めることは、国際的な情報流通及び文化交流の分野における国立国会図書館の大きな役割となる。

③ 「新しい図書館協力」は、主に文献情報提供サービスを通じて実施されるが、内外の図書館に対する協力は広い範囲に及ぶ。この中には、全国的な図書館情報ネットワークのセンターとしての機能や、情報資源の全国共同保存利用プロジェクトの推進など、21世紀型の図書館協力の実現をめざす機能も含まれる。

以下の第3章から第5章までにおいて、関西館構想の内容を具体的に展開する。

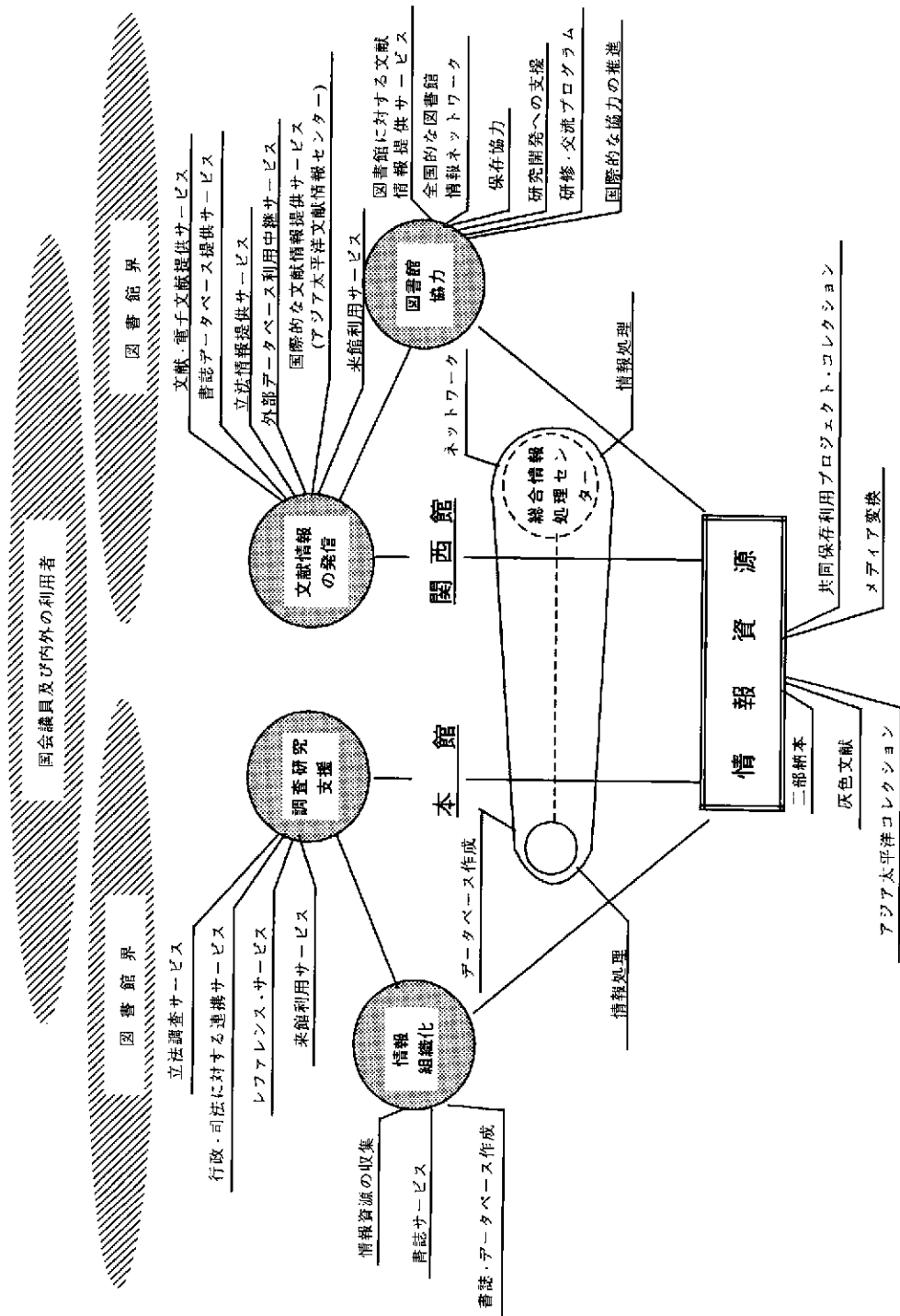
2.4 本館と関西館の相互関係

関西館の設立後、本館と関西館の役割と機能の分担及びその相互関係は、おおよそ以下のようなものとなる ([図表6] 及び [図表7] 参照)。

[図表6] 本館と関西館の相互関係

	本 館	関 西 館
役 割	<p>◇主として、利用者が赴いてサービスを受ける「調査研究型図書館」(調査研究に役立つ図書館)としての役割</p> <p>◇国会サービス、行政・司法各部門との連携、情報資源の収集・組織化、調査研究支援の拠点</p> <p>★首都東京の政治・経済・文化・出版等の中枢的・国際的機能に対応</p>	<p>◇主として、発信型のサービスに基づく「情報図書館」(総合的な文献情報の入手に役立つ図書館)としての役割</p> <p>◇全国的・国際的な文献情報サービスを核として協力と交流を推進する拠点</p> <p>★ 関西地域及び関西文化学術研究都市の歴史的・国際的機能とその将来性に対応</p>
及 び	<p>1) 国立国会図書館の中樞管理機能 国立国会図書館全体の運営に関する中樞管理の機能を持つ。</p> <p>2) 国会に対するサービス データバンクとして立法活動を補佐する第一の拠点となる。</p>	<p>1) 文献情報の発信と中継 全国的・国際的ネットワークを通じて、利用者がどこにいても、いつでも文献情報サービスを提供する。 国会議員に対し、ネットワークを通じてサービスを提供する第二の拠点となる。</p>
機 能	<p>3) 内外の情報資源の収集 納本制度による収集の窓口となる。二部納本制による資料は、その1セットを置く。</p> <p>4) 書誌・データベースの作成 基本書誌・専門書誌・立法情報データベースの大部分を作成する。</p> <p>5) レファレンス・サービス 調査研究に対応した利用者サービスを提供し、専門分野のレファレンス・サービスを行う。</p>	<p>2) サービスの世界的展開 国境を超えてサービスを展開し、国際的な図書館プロジェクトを推進する。</p> <p>3) 図書館協力の新しい展開 図書館情報ネットワークの形成、資料保存、研究開発、研修・交流など、図書館協力の拠点となる。</p> <p>4) 情報資源の蓄積 二部納本制による1セット及び文化財としての文献・文書を含め、ナショナル・レベルの情報資源を将来にわたって大規模に蓄積する。</p>

[図表7] 本館と関西館の関係概念図



第3章 文献情報*の発信拠点 としての関西館

- 3.1 文献提供サービス
 - 3.1.1 複写サービス
 - 3.1.2 対図書館貸出サービス
 - 3.1.3 国の内外の機関によるバックアップ
 - 3.1.4 サービス体制
- 3.2 電子文献提供サービス
 - 3.2.1 国内電子文献の提供
 - 3.2.2 外国電子文献の提供
- 3.3 書誌データベース提供サービス
 - 3.3.1 基本書誌情報の提供
 - 3.3.2 全国的な文献所在情報の提供
 - 3.3.3 専門書誌情報の提供
- 3.4 立法情報提供サービス
 - 3.4.1 立法情報の国会への提供
 - 3.4.2 立法情報の国民への提供
- 3.5 外部機関作成データベースの利用中継サービス
- 3.6 高度な情報提供サービスへの展望
 - 3.6.1 マルチ・メディア情報提供サービス
 - 3.6.2 自動翻訳システムの導入
 - 3.6.3 人工知能の活用によるサービスの展望
- 3.7 来館利用サービス
 - 3.7.1 基本的な考え方
 - 3.7.2 サービス内容

* この構想では、「文献情報」を「原文献そのもの」と「文献に関する情報」の両方を含めた用語として使用する

文献情報の発信の特徴

(1) 利用者がどこにいても、いつでも、必要とする文献や情報を、利用者迅速・確実に送り届けるサービス、これが文献情報の発信機能を持つ新しい図書館の

第3章の要約

複写や貸出などによる関西館の文献情報提供サービスは、関西館のサービスの核となるものである。利用者に対し、どこにいても、いつでも、文献情報を提供するという、図書館サービスの理想を追求する。

このサービスは、古今東西のあらゆる分野の文献情報を、わざわざ来館しなくとも、複写その他の方法によって、国の内外の利用者に対して幅広く提供することを特色とする。このサービスは、単に関西館が蓄積した文献情報を提供するばかりでなく、関西館以外の図書館・情報提供機関等が有する文献情報について、その利用を中継する機能も果たす。さらに、関西館は、内外のさまざまなデータベースやネットワークとの結合を図りながら、最先端の技術を駆使した迅速かつ高度なサービスをめざす。

サービスである。関西館は、その発信機能に基づいて、文献情報という血液を全国と世界に向かって送り届ける心臓の役割を果たす。

(2) 関西館が行う文献情報提供サービスは、古今東西のあらゆる分野の文献情報を、わざわざ来館することなく、複写その他の技術を駆使して、国の内外の利用者に対して幅広く提供することを特色とする。これは、内外の他機関の資料の入手について仲介するサービスも含んでいる。これにより、これまでさまざまな理由によって文献情報の利用が困難であった人びとにとっても、必要な情報が入手しやすくなることをめざす。

(3) 関西館の文献情報提供サービスは、このような特色を生かして、わが国全体のニーズに応えるとともに、国の内外の図書館・情報提供機関等との協力に基づいて、これらの諸機関が提供するサービスを補完し、バックアップする役割を持つ。

(4) 関西館の文献情報提供サービスは、利用者にとっての情報入手の可能性を画期的に向上させ、現在のニーズを充たすばかりでなく、結果として新たな情報ニーズを次つぎと掘り起こすことになる。

文献情報提供サービス強化の意義と必要性

(1) わが国の文献複写のニーズに応える機関としては、国立国会図書館をはじめ、日本科学技術情報センター (JICST)、国立大学図書館の外国雑誌センター、国際医学情報センター等が、それぞれ積極的に複写サービスを行い、また、個々の公共・大学・専門図書館等が、それぞれが対象とする利用者群に対し、主題分野に基づいて、複写サービスを行っている。さらに、学術情報センターをはじめ、各分野の情報提供機関が各種の情報サービスを提供している。このように、わが国の文献情報流通は多元・分立的であり、文献情報資源の一層効果的な供給・流通のために、これらの諸機関が強力に相互連携して、利用者のニーズに応える体制を整える必要がある。

(2) 国際的にはわが国の文献情報を一層効果的に提供する体制づくりが強く求められている。また、国内でもあらゆる分野の利用者に対して、あらゆる種類の文献情報を提供できる機関として、国立国会図書館に寄せられる期待は大きい。しかし、機能面でも、物理的にも現在の国立国会図書館では限界があり、これらの期待に十分に答えることができない。関西館は、このような期待に応えるため、他の機関のサービスと緊密な協力・調整を図りながら、効果的な文献情報流通の基盤を築くものである。

3.1 文献提供サービス

関西館の文献提供サービスは、複写サービスと、図書館に対する貸出サービスに大別される。

3.1.1 複写サービス

(1) 関西館の複写サービスは、個々のリクエストに基づき、法令の範囲内で、雑誌論文や記事等を複写し、これを郵便等により利用者へ送り届けるサービスである。利用者は個人として、あるいは図書館を通して、関西館にリクエストすれば、迅速かつ確実に求める文献が入手できる。

(2) 提供文献の範囲は、国の内外のビジネス、経済・産業、科学技術、人文・社会等、すべての分野を網羅し、一般には入手しにくい政府出版物や、いわゆる灰色文献の提供にも力を注ぐ。また、ニーズの高い最新の文献とともに、国立国会図書館全体の情報資源を背景に、過去に遡った文献も提供する。

(3) 受付後24時間以内に発送できる体制を目標とする。

(4) 国立国会図書館が所蔵していない文献については、国の内外を問わず、必要に応じてその入手先等の案内あるいは仲介のサービスを提供する。

(5) このサービスは、国民すべてに対して、また世界の人びとに対して広く開かれたものとなる。その対象と具体的な内容は、次のように展開される（[図表8]参照）。なお、本館の複写サービスは、原則として来館利用者に対するものに限定し、来館しない利用者に対するサービスは、関西館を通じて行うことになる。

3.1.2 対図書館貸出サービス

(1) 複写サービスが主に雑誌論文を対象に、利用者ニーズに応えるのに対して、対図書館貸出サービスは関西館コレクションを図書館・情報提供機関等に貸し出すことによって利用者ニーズに応えるものである。

(2) このサービスによって、図書館に対する文献の貸出に当たって、従来、資料保存等の理由で貸し出しできなかったものについても可能となり、サービス範囲が飛躍的に拡大することになる。

[図表8] 関西館の複写サービスの対象と内容

① 国内の利用者に対して

サービス対象	サービスの内容
国会議員及び国会に属する利用者	立法活動・国政審議に必要な国の内外の文献について、迅速な提供を受けることができる。特に、国会議員は、地元選挙区はもちろん、いずれの地方にあっても、必要な文献を受け取ることができる。この関西館のサービスは、本館との密接な連携のもとに行われる。

サービス対象	サービスの内容
行政・司法の各部門に属する利用者	行政・司法の各部門の業務を円滑に遂行するために必要な国の内外の文献を、行政・司法の各部門に設けられた国立国会図書館の支部図書館を通じ、あるいは関西館から直接に、入手できる。
大学・試験研究機関に属する利用者	所属の大学図書館・資料室等で所蔵していない国の内外の文献を、関西館の複写サービスを通じて入手できる。
公共図書館の利用者	地域の公共図書館で、関西館の所蔵文献を調査し、的確に関西館に対して複写リクエストを行うことができる。
企業に属する利用者	国の内外の経済・経営・産業・科学技術分野の学術論文のほか、ビジネス分野における会議録、市場調査の資料等、さまざまな分野の文献を専門図書館、資料室、調査部門等を通じ、あるいは関西館から直接に入手できる。
個人利用者	組織・団体に属していない利用者、図書館が身近にない利用者、在宅の障害者等、図書館を訪れることが困難な利用者も関西館のサービスを受けることができる。特に、視覚障害者に対しては、利用可能な技術を活用してサービスを行う(自動点訳等)。

② 世界の利用者に対して

サービス対象	サービスの内容
欧米地域等の利用者	日本で発生する最新の科学技術・学術情報、日本の文化・歴史に関する文献のみならず、日本におけるビジネス活動のための法制度、社会環境、マーケティング等に関する報告書なども、自国の国立図書館・情報提供機関等を通じて、または直接に利用できる。
アジア太平洋地域の利用者	日本で発生する最新の科学技術・学術情報、日本の文化・歴史に関する文献のほか、欧米諸国等の特に英語で書かれた文献はもとより、アジア太平洋地域の諸国自体で発生する文献を、自国の機関等を通じて、あるいは関西館から直接に、入手できる。関西館が所蔵していない場合は関西館の仲介により入手できる。

サービス対象	サービスの内容
海外の図書館・情報提供機関等	関西館の所蔵文献の複写サービスに応じるほか、日本で発生した文献で関西館及び本館では所蔵していない文献についても調査し、所蔵図書館との協力のもとに、文献を取り寄せて提供する。

(3) 利用者が身近な図書館で求める文献を入手できない、あるいは図書館を訪れることが困難な場合には、図書館を通じ、関西館の文献を利用することができる。このようにして、関西館は、各種図書館が行う文献提供サービスをバックアップし、利用者にとっての情報の入手しやすさを向上させる (5.2参照)。

3.1.3 国の内外の機関によるバックアップ

(1) 関西館では文献提供サービスのために、国内の文献については最大規模のコレクションの構築をめざし、また、外国の文献についても利用要求が高いと見込まれる文献はできる限り収集するが、利用者からのニーズのすべてに関西館だけで応えられるわけではない。

(2) このため、関西館の文献提供サービスは、本館の情報資源を十分に活用することはもとより、さらに、国の内外の図書館・情報提供機関等と密接な協力体制のもとに行う。国内では、全国の公共・大学・専門図書館、日本科学技術情報センター、学術情報センター、国際医学情報センター等の、国外では、英国図書館文献供給センター、米国議会図書館等の図書館・情報提供機関等に対して積極的に協力を求め、これらの機関のバックアップを得るように努め、効果的な文献提供サービスを行う。

3.1.4 サービス体制

(1) 関西館の文献提供サービスの利用に当たり、複写料金、郵送料は利用者側が負担する。ただし、料金は廉価で合理的なものとし、料金体系は提供するサービスの種類に応じたものとする。また、料金の支払いは、利用者側にとって便利な方法を採用する。

(2) 利用者のリクエストの受付については、郵便、オンライン、ファクシミリ等によるリクエストの受理に応じられる体制をつくる。また、海外の利用者からのリクエストに対しては、時差に対応した24時間のリクエスト受付体制を確立する。

(3) リクエスト受付後、文献発送までの処理は可能な限り迅速に行う。基本的にはリクエストの受付後、24時間以内に文献発送を行うことをめざす。また、特に緊急を要するリクエストについては、ファクシミリの使用により、数時間以内の提供を行う。

(4) 著作権処理の必要な複写、著作権使用料等の支払いを必要とする複写については、関係諸機関との協力により、または関係法人等を通じて、その処理を代行するなど、利用者の便宜を図る。

3.2 電子文献提供サービス

上記の文献提供サービスが、従来から図書館が行ってきた複写サービスの延長線上にあるのに対し、電子文献提供サービスは、より未来型の図書館サービスである。このサービスは、国内刊行の主要な雑誌論文等の本文を収録した全文データベースを利用して実施する。

3.2.1 国内電子文献の提供

(1) 関西館は、国内刊行の雑誌のうち、利用頻度の高いもの(約4,000種を想定)を対象として、雑誌論文の本文を画像情報としてデジタル化し、光ディスク等の大量記録媒体に蓄積し、全文データベースを構築のうえ、オンラインによる電子文献提供サービスを行う。

(2) 提供の方法としては、今後、高品位の端末機への画像伝送の技術的・経済的な条件が整備されれば、利用者のディスプレイに送る方式が一般的になる。多機能高品位テレビ(ハイビジョン等)の家庭への普及が一般化する段階では、家庭のテレビで関西館の文献の本文を読むことも可能になる。しかし、その段階に至る

前には、全文データベース化した文献のファクシミリでの伝送、プリントアウトした文献の複写物を送付するなどの方法で提供を行う。

(3) 全文データベースの構築と提供には、現時点ではまだ解決すべき課題も多く、今後、法的・制度的な整備、関係諸機関との権利関係に関する協議、技術上の研究開発などを段階的に進めていく。

(4) 関西館の電子文献提供サービスは、関西館自らが作成するデータベースによる以外に、ファクト・データベースを含めて、外部機関が作成する電子文献の利用について、発行機関との協議・契約により、適切なメディア変換、フォーマット変換等を行い、利用の中継サービスを行う。

3.2.2 外国電子文献の提供

(1) 海外の学術情報のうち、電子化された形態で作成され、流通する文献を、発行機関との協議・契約により受け入れ、提供する。

(2) 国際的プロジェクトの一環として、または海外の機関の要請により、関西館で外国文献の電子化を行うことが求められれば、必要な協力活動を行う。

3.3 書誌データベース提供サービス

(1) 図書館利用者が最終的に求める情報は、必要な情報が記載された一次情報(文献)であり、関西館のサービスの最終目標も、わが国において、効率的な一次情報の提供・流通体制を確立することにある。しかし、利用者が的確に一次情報を利用するためには、一次情報そのものに関する情報やそれがどこにあるかなどの所在情報など、いわゆる二次情報(書誌情報)が整備される必要がある。

(2) 日本全国書誌(ナショナル・ビブリオグラフィ)をはじめ、国立国会図書館が国立図書館として作成する各種の基本書誌は、関西館設立後も本館において作成するが、関西館においては、文献情報提供を効率的に行うために、主にオンラインによる全国的な書誌データベース提供サービスを行う。

3.3.1 基本書誌情報の提供

(1) 国立国会図書館は、国内出版物を納本制度によって収集し、これに基づいて国内出版物についての書誌情報を収載する日本全国書誌を作成している。日本全国書誌は、わが国における最も包括的な基本書誌データベースとして、国の内外の図書館・情報提供機関等で利用されている。また、雑誌論文については、国内刊行の雑誌論文に関する書誌として雑誌記事索引を刊行し、またデータベースとして維持している。関西館の基本書誌情報提供サービスは、これらの基本書誌データベースを基礎として行う。

(2) 効率的な文献情報提供を行うための前提として、以下のようなデータベースの内容の充実を図る。

① ジャパン・マーク (図書)

関西館の基本書誌情報サービスの大きな柱として、収録データの充実につとめ、タイム・ラグの解消を図る。また、構造上の変更を行い、目録情報に加えて、図書の目次(ページ数記載を含むコンテンツ)情報等を含める。

② 論文記事データベース

現行の雑誌記事索引データベースを基礎とする論文記事データベースは、関西館の文献情報提供サービスを支えるうえで最も重要な役割を果たすものである。このデータベースによって、効果的な情報の検索、関西館に対する文献のオンライン発注等が可能になる。

③ その他、ジャパン・マーク(逐次刊行物)、ジャパン・マーク(非図書資料)のほか、外国図書データベース、国内博士論文データベースなど、国立国会図書館で作成するデータベース類についても、今後さらに充実発展を図り、関西館を通じて提供する。

3.3.2 全国的な文献所在情報の提供

(1) 関西館は、文献の全国的な所在情報を提供するサービスを実施する。このサービスによって、利用者は求める文献が関西館及び本館にあるかどうか、ない

場合には、全国のどの図書館・情報提供機関等が所蔵しているかを知ることができる。

(2) このサービスでは、ジャパン・マーク等の基本書誌情報に加えて、全国的な図書館情報ネットワーク(5.3参照)に参加する図書館等が所蔵する文献の情報や、他の全国的・地域的な書誌データベースの情報等がオンラインで提供される。

(3) このサービスは、本館のレファレンス・サービスによってバックアップされる。更に、文献そのものを求める利用者は、関西館の文献提供サービスにより、文献の入手が可能である。

(4) 所在情報データベースとその提供サービスは、図書館間の相互貸借等の支援機能を持ち、これを活用することによって、関西館を経由しない図書館間の相互貸借等も可能となる。

(5) このサービスの実施に当たっては、学術情報センターをはじめ、各種の図書館・情報提供機関等から、積極的な協力を得るように努める。

3.3.3 専門書誌情報の提供

社会的ニーズの高い特定主題に関する専門書誌情報の提供もまた、関西館の役割である。国会会議録データベース、科学技術関係逐次刊行物目録データベース、科学技術関係欧文会議録目録データベースなど、国立国会図書館でこれまで作成してきたデータベースをはじめ、新規に作成される各種の主題データベースを広く提供する。

3.4 立法情報提供サービス

3.4.1 立法情報の国会への提供

(1) 国会における国政審議に必要な情報を、国会向け立法情報のデータベースや法令データベースとして作成し、本館に構築される国会ローカル・エリア・ネットワーク(LAN)を通じて提供する。関西館のオンライン・ネットワークは、こ

のような情報を、国会議員が東京でも選挙区においても同じように、あるいはより充実したサービスとして受けられるようにするシステムである。

(2) 立法情報のデータベースとしては、法令データベース、国会会議録の索引と本文のデータベース、国民各層の政策論議等を収録する政策提言データベース、国会向けの文献データベース等を作成する。

(3) 関西館は、また、国際ネットワークを通じて、諸外国の議会図書館の文献情報や、立法に関する世界の最新情報を提供する。さらに、アジア太平洋文献情報センター(4.3参照)のコレクションと機能を活用して、わが国と密接な関係を持つこの地域の文献情報を、国会に提供する。

3.4.2 立法情報の国民への提供

(1) 国立国会図書館が作成する立法情報のデータベースは、国政審議の妨げとならない限り、最大限これを国民に広く提供する。これによって、国会を国民にとってより身近なものとすることができる。

(2) 関西館は、そのネットワーク機能を通じて、立法情報を国民に提供する。

3.5 外部機関作成データベースの利用中継サービス

(1) 関西館では、国立国会図書館作成のデータベースを提供するだけでなく、協議・契約により、外部機関が作成するデータベースをも国立国会図書館のネットワーク・システム(6.2.2参照)に載せて提供する。その際、各国の国立図書館が作成する全国書誌データベースをはじめ、外国の図書館・情報提供機関等が作成するデータベースや、わが国の政府諸機関のデータベース、また、必要に応じて民間機関の作成する学術的なデータベースなども対象とする。

(2) 関西館が行う外部機関作成によるデータベースの利用中継サービスは、民間サービスをも組み込んで国の内外の利用者の情報アクセスを全般的に高めることを目標に行うものである。

(3) 関西館では、外部機関が作成するデータベースの提供に際し、各データベースの所在、内容、料金、資格条件などの案内情報を提供するいわゆるデータベース・クリアリング・サービスを行う。

3.6 高度な情報提供サービスへの展望

関西館は、総合的な文献情報提供サービスを行う機関として、情報処理・通信等の技術の発展動向に十分に対応し、新たな研究開発の成果を適切にサービスに取り込みつつ、サービスの改善に努める。情報処理・通信等の技術は今後さらに高度な発展が見込まれるが、当面、マルチ・メディア情報提供サービス、自動翻訳や、人工知能の利用によるサービスの拡充は、21世紀を展望する関西館の将来発展のために、十分に検討しておくべきテーマである。

3.6.1 マルチ・メディア情報提供サービス

(1) 西暦2000年前後にはデジタル総合通信網(ISDN)が整備され、文字、画像、音声、コンピュータ・データ等の各種データがひとつの統合された伝送路で通信できると想定されている。関西館の文献情報提供サービスも、デジタル総合通信網に載る多様な通信手段の中から、最も効果的かつ広範囲に情報を提供できる手段を選択する。現時点では必ずしも広く普及しているとはいえないビデオ・テキスト(キャプテン)や画像応答システム(スーパー・キャプテン)も、個人の家庭まで直接に情報を提供する方法として、図書館サービスにおいて有用な技術であり、関西館ではその利用を検討する。また、さまざまなコンピュータのネットワークへの接続等を可能とするゲートウェイ機能は、サービスの広範囲な提供にとって重要である。

(2) そのほか関西館においては、国立国会図書館が作成する各種のデータベースをCD-ROM等の電子媒体にメディア変換して提供するサービスも推進する。

3.6.2 自動翻訳システムの導入

関西館が行うサービスの国際的役割と文献情報の流通における言語障壁を考慮

すると、翻訳の問題の検討は不可欠である。自動翻訳については、すでに初期的なシステムについては商品化も行われており、今後の研究開発の成果に注目しつつ検討を重ねて、書誌情報の分野から段階的に導入を図る。

3.6.3 人工知能の活用によるサービスの展望

人工知能(AI)の図書館サービスへの応用について、現在、世界的にさまざまな研究が進められており、それらの成果を活用し、サービスの改善に努める。具体的には、次のような応用事例が考えられる。

① 情報検索サービスへの応用

従来の情報検索サービスの方法では、厳格な検索手順と明確な検索語の選択によって検索が行われていたが、あいまいな質問に対してもコンピュータがその質問内容を推論する人工知能応用検索システムが研究されてきている。関西館では、必要に応じてそれらの研究開発の成果を取り込み、サービスの発展に生かす。

② 知識ベースの構築

データベースは、知識の断片であるデータ(情報)を蓄積して利用を図るものであるが、知識ベースでは、情報のより体系的な形態である知識そのものを扱う。それは、人間が会話を行うように問題の意味を理解して推論し、問題解決を図るシステムである。このシステムでは、情報が記載されているかもしれない文献の所在を指示する代わりに、問題に対する回答を推論して提示する。関西館では、このような知識ベースが全分野で実現可能となるまで、まず、レファレンス分野での導入を図る。

3.7 来館利用サービス

3.7.1 基本的な考え方

関西館のサービスの基本的な考え方は、利用者が関西館に直接赴くことなく、

図書館サービスを楽しむ利用形態にある。しかし、関西文化学術研究都市内の諸機関に所属する利用者をはじめ、関西館に直接赴いて利用することを希望する利用者のために、来館利用サービスを実施する。また、一定の研究目的を有する長期滞在利用者に対する研究支援サービスも行う。

3.7.2 サービス内容

(1) 来館利用者には、関西館の収蔵資料(学術性・記録性の高い視聴覚資料を含む)を閲覧利用に供するほか、複写サービス等、直接来館利用に伴うサービスを行う。本館の収蔵資料についても、必要に応じ、複写物を情報通信系を活用して取り寄せ、または現物を輸送系により取り寄せて、これを利用に供する。

(2) 来館利用者には、国立国会図書館作成のものや外部機関作成のものや問わず、各種の書誌データベースや、**CD-ROM**等の電子媒体の資料にアクセスできる体制をつくる。また、画像端末機を設置し、電子化した文献の全文検索を行うことができるようにする。

第4章 世界に広がる関西館のサービス

- 4.1 国際情報流通の新しい課題
 - 4.1.1 情報入手の新しいニーズ
 - 4.1.2 日本情報が求められている
 - 4.1.3 国際的な情報の受信と発信
- 4.2 世界に広がるサービス
 - 4.2.1 文献情報の提供
 - 4.2.2 国際的な図書館ネットワーク
 - 4.2.3 在外の日本情報提供機関への支援
 - 4.2.4 外国の日本研究機関への支援
- 4.3 アジア太平洋文献情報センター
 - 4.3.1 設立の必要性
 - 4.3.2 サービス体制と機能
- 4.4 国際的な協力の推進

第4章の要約

関西館は、わが国の情報資源を世界に開く窓の役割を果たし、また、海外のネットワーク等を通じて必要な情報を入手する受信機能も持つ。各国議会における立法動向など、海外の最新情報は、国際ネットワークを通じて提供する。

アジア太平洋地域における文献情報の流通を促進し、国際的な図書館協力を一層発展させるため、関西館にアジア太平洋文献情報センターを設置する。このセンターは、アジア太平洋地域で出版された出版物を収集するとともに、この地域に関する出版物も収集して、文献情報提供サービス及び関係諸機関に対する支援を行う。さらに、国際図書館連盟、ユネスコ等による国際的なプロジェクトや交流に積極的に参画する。

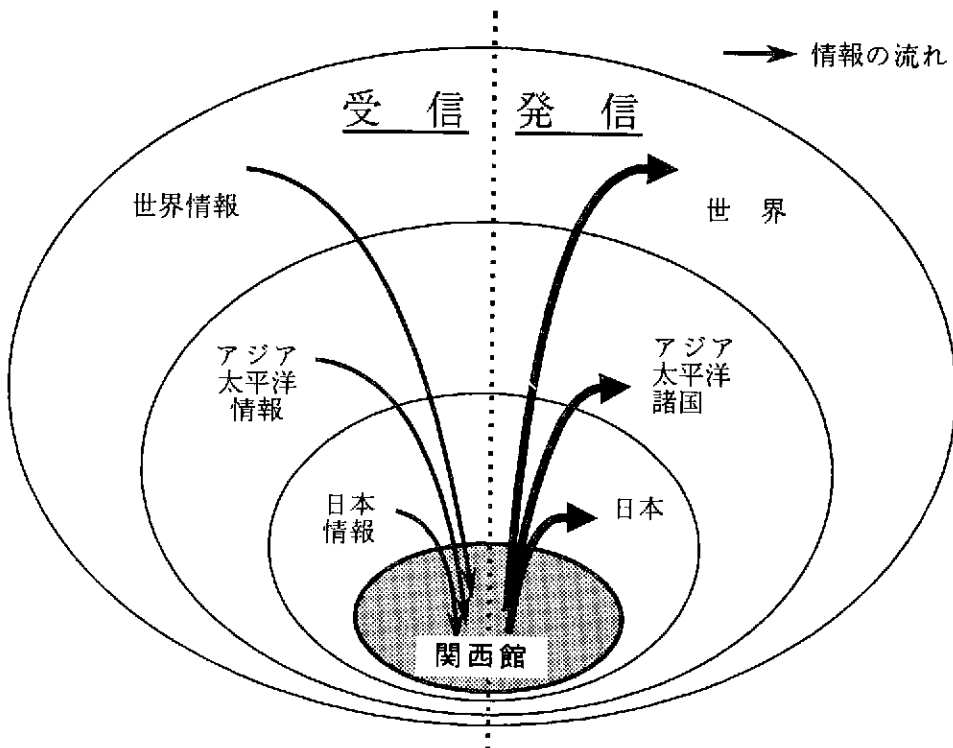
4.1 国際情報流通の新しい課題

4.1.1 情報入手の新しいニーズ

(1) 海外の知識や情報に対するわが国全体のニーズは、拡大の一途をたどっているが、一方、近年注目すべきことは、いわゆる「日本情報」、すなわち日本に関する情報と日本で発生する情報に対する海外からのニーズが高まっていることである。わが国は、海外の利用者に対する情報提供のための体制を整備することが強く求められている。

(2) 国立国会図書館は、従来から、日本の国立図書館として、国際図書館連盟とユネスコが提唱する「情報の世界的な利用」の一環としての「出版物の世界的な利用計画」(UAP)と、そのための基盤となる「世界書誌コントロール」(UBC)に参加・協力してきたが、今後は、国内における情報流通体制の確立と、国際的な図書館協力の枠組みを結びつけた、新しい国際協力活動を展開する。

[図表9] 関西館における情報の受信と発信



4.1.2 日本情報が求められている

(1) わが国の経済・科学技術等の分野における急速な発展は、さまざまな日本情報に対する諸外国の強い関心とニーズを呼び起こすに至っており、この傾向は特に1980年代に入って顕著である。一例を挙げれば、米国における日本科学技術文献法(1986年)の制定及び同法に基づく措置の実現や、日本情報をめぐる各種の会議の欧米での開催などは、これを裏づけるものである。しかも、日本情報に対するニーズは、単に経済・科学技術の分野の情報にとどまらず、その背後にある日本文化全体を理解するために必要な情報にまで拡大しつつある。

(2) わが国の国内発生情報の大半は、当然のことながら日本語情報であることから、その流通には言語障壁の問題がつきまとう。そのため、何らかの翻訳処理による対応が求められてきた。また、情報流通の基礎となるデータベースの海外提供体制も未だ整備が不十分であり、海外の利用者の日本情報へのアクセスは困難な状況にある。

4.1.3 国際的な情報の受信と発信

(1) 関西館は、国の内外におけるこのような情報ニーズに対応するために、諸外国の図書館・情報提供機関等との協力体制を確立することによって、海外情報の日本における受信と、海外に対する日本情報の発信の役割を果たす。関西館は、海外から収集した文献情報をさらに国の内外に発信する([図表9]参照)。

(2) この国際的な受信・発信センターの機能によって情報流通を促進することは、各国間を隔てる情報障壁を取り除き、ひいては各国間の相互理解を推進し、無用な経済や文化の摩擦を減ずることになる。

4.2 世界に広がるサービス

4.2.1 文献情報の提供

関西館が行う海外に対する情報の発信は、第3章に掲げる総合的な文献情報提供サービスに基づいて行われる。その内容は、文献提供(複写、対図書館貸出等)、電子文献提供、書誌データベース提供、立法情報提供、翻訳(自動翻訳システムが

将来的に完成した段階)等のサービスからなる。

4.2.2 国際的な図書館ネットワーク

関西館は、英国図書館文献供給センター、米国議会図書館、フランス図書館等の海外の図書館・情報提供機関等とネットワークを組み、国の内外の文献ニーズに応じる体制を整え、サービスの一層の充実をめざす。

4.2.3 在外の日本情報提供機関への支援

(1) 関西館は、在外の日本情報提供機関の求めに応じて文献情報提供サービス等を行う。

(2) 諸外国に対するわが国の情報文化活動の強化策として、従来は、わが国の在外機関等による情報提供が構想され、実施されてきた。しかし、このような形の情報流通は、あくまで発信者あるいは日本側が選択した情報の提供であるにとどまっており、受信者側には情報選択の自由が少ない。また、在外の情報提供機関の維持や、これらの機関にストックされる提供情報の更新には多大なコストが必要である。こうした機関に対する積極的な支援として文献情報提供サービスを行い、日本情報の提供・発信に関して国際的に寄与する。

4.2.4 外国の日本研究機関への支援

(1) 日本情報に対するニーズの高まりを背景に、各国においては日本研究センターや大学の組織など各種の日本研究機関が設置されつつある。しかし、いずれも機関そのものの資金不足、日本の情報発信体制の不十分さなどの理由により、その活動が制約されているのが実情である。

(2) 関西館は、国際日本文化研究センター等の国内の関係諸機関とも協力して、外国の日本研究機関に対するバックアップ・サービスを行う。また、関西館は、外国の日本研究機関に対する発信機能を持つだけでなく、同時にこれらの機関からの受信機能をも持つ。

4.3 アジア太平洋文献情報センター

4.3.1 設立の必要性

(1) 国際情報流通における南北格差問題はその存在が指摘されて久しいが、アジア太平洋地域の国ぐにの中には、自国の文献情報の国外への提供システムが未整備の国も多く、また、さまざまな理由から相互の情報資源にアクセスできない国ぐにもあるなど、相互の情報流通の改善が望まれている。

(2) また、この地域の言語で書かれた資料を所蔵する図書館は、日本国内に約50館あるが、その蔵書量は極端に少ない。この地域はわが国との政治、経済、文化的関係も深く、これを背景として文献情報ニーズが多いにもかかわらず、この地域についてのわが国の情報蓄積は貧弱である。

(3) 国立国会図書館は、従来からアジア資料の収集と利用に努力してきたが、アジアの代表的な国立図書館として、これらの要請に応えるには、格段の飛躍が必要である。

(4) 以上の理由から、国内の関係諸機関及びアジア太平洋地域各国との協力のもとに、関西館にアジア太平洋文献情報センターを設ける。このセンターでは、アジア太平洋地域の国ぐにに対し、わが国が置かれた地理的位置、経済的立場に鑑み、日本及び欧米諸国の文献情報を提供する一方、アジア太平洋地域の文献情報を国内はもとより、アジア太平洋地域に向けて、さらには欧米諸国も含む全世界に向けて中継・発信することにより、世界の情報流通の改善に貢献する。

4.3.2 サービス体制と機能

(1) アジア太平洋文献情報センターでは、アジア太平洋地域で発生した専門・学術文献を、現地収集事務所を持つ先進国(米国、オーストラリア等)の国立図書館等とも協力して積極的に収集し、また、この地域についての外国文献も収集し、提供する。このセンターのサービス体制と機能は、次のとおりである。

① 国内向けサービス

- 1) 国会サービスに必要な文献情報の提供
- 2) 関係諸機関の文献情報ネットワークのコアとしての機能

- 3) 国内の諸機関によるアジア太平洋地域に対する図書館援助プロジェクト、文化交流活動等への支援
 - 4) レファレンス・サービス
 - 5) 日本に居住するアジア太平洋地域の人びとにサービスを提供する図書館に対するバックアップ・サービス
 - 6) 翻訳サービス(アジア言語⇔日本語)
- ② 海外向けサービス(アジア太平洋地域も含む)
- 1) 発展途上国に対する政府援助の一環としての文献情報提供サービス
 - 2) 翻訳サービス(アジア言語⇔日本語、アジア言語⇔英語)
 - 3) レファレンス・サービス
- ③ 来館利用サービス

(2) アジア太平洋文献情報センターの活動については、政府開発援助(ODA等)の資金の活用あるいは民間資金の導入等の可能性について関係諸機関と協議する。また、アジア経済研究所、京都大学東南アジア研究センター等の関係諸機関との協力を得るよう努める。

4.4 国際的な協力の推進

(1) 従来のがわが国における国際的な図書館協力活動は、先進諸国との交流が主であった。今後は、これをより緊密なものとし、かつ、国際機関の行うさまざまな活動を支援するとともに、発展途上国の図書館界との連携を深め、これらの国の図書館サービスの発展に寄与することが求められている。

(2) 国立国会図書館は、資料の国際交換、書誌データの提供、国際会議の開催及び参加、ユネスコ、国際図書館連盟、国際ドキュメンテーション連盟等の国際機関への人的・財政的寄与、及び国際逐次刊行物データ・センターのナショナル・センター、国際図書館連盟保存コア・プログラム(IFLA/PAC)アジア地域センターとしての活動等を通じて、図書館サービスの国際的発展に貢献してきた。関西館は、こうした国際的な図書館協力を、文献情報提供サービス、図書館ネットワー

ク、アジア太平洋文献情報センターの活動等を通じて、さらに一層積極的に推進することによって、わが国における国際的な図書館協力のセンターとなる。

(3) 国際的な図書館協力センターとして、関西館は、国内の関係諸機関と連携し、次のような協力活動を行うことによって、世界の図書館界の発展に寄与する。

- ① 文献情報提供を行っている外国の図書館・情報提供機関等とさまざまな分野で業務提携し、相互協力を推進する。
- ② ユネスコ、国際図書館連盟等の国際機関、あるいは国内諸機関が推進する国際的プロジェクトを積極的に支援し、それらの実施に協力する。この例として現在行われているのは、ユネスコのアジア太平洋地域における科学技術情報流通改善をめぐるプロジェクトや、国際図書館連盟の国際的図書館情報ネットワーク構築のためのプロジェクト「データの世界的流通と電気通信(UDT)」、あるいは前述のIFLA/PACアジア地域センター・プロジェクト等である。
- ③ 図書館及び情報分野の研究開発、現職者研修プログラム、人的交流、シンポジウム等の開催、出版物の刊行、共同事業等を行う。

第5章 図書館協力の新しい展開 をめざす関西館

- 5.1 図書館協力の拠点としての関西館
- 5.2 図書館に対する文献情報提供サービス
- 5.3 全国的な図書館情報ネットワーク
- 5.4 保存協力
 - 5.4.1 基本的な考え方
 - 5.4.2 共同保存利用プロジェクト
 - 5.4.3 保存修復センター
 - 5.4.4 マイクロ・ネガ・フィルム保管庫
- 5.5 研究開発への支援と研修・交流プログラム
 - 5.5.1 パイオニア・ライブラリーとして
 - 5.5.2 研究開発への支援
 - 5.5.3 研修・交流プログラム

第5章の要約

関西館は、図書館相互協力の拠点として、国の内外の各種の図書館活動を支援し、21世紀における新しい図書館協力体制の構築をめざす。これにより、国全体の情報資源の効率的な活用を図る。そのため、まず、貸出・複写等の文献情報提供サービスを最大限に推進し、各図書館・情報提供機関等に対するバックアップ・サービスを大幅に拡充する。また、全国的な図書館情報ネットワークのセンターとして、データベースのオンライン提供、書誌・所在情報の提供と交換、総合目録の構築等、幅広い協力活動を積極的に展開する。さらに、情報資源の共同保存利用プロジェクト、研究開発の支援、研修・交流プログラムを実施する。

5.1 図書館協力の拠点としての関西館

(1) 情報量の増大と情報ニーズの多様化に伴い、情報資源の共有、すなわち図書館間の相互協力を基盤とするサービス体制を確立することがあらゆる図書館にとってますます重要な課題になってきている。

(2) 従来からも文献の相互貸借や複写サービス、書誌情報の交換等が実施されてきたが、われわれが直面する課題に対応するためには、図書館協力の飛躍的発展が不可欠である。

(3) このため関西館は、図書館協力の拠点として情報処理・通信等の技術を駆使し、協力ネットワークの形成をめざすとともに、さまざまな領域での協力のための基盤づくりを進める。特に、次の4つを協力事業の柱とする。

- ① 図書館に対する文献情報の提供
- ② 図書館情報ネットワークの形成
- ③ 資料の保存協力
- ④ 研究開発、研修・交流プログラム

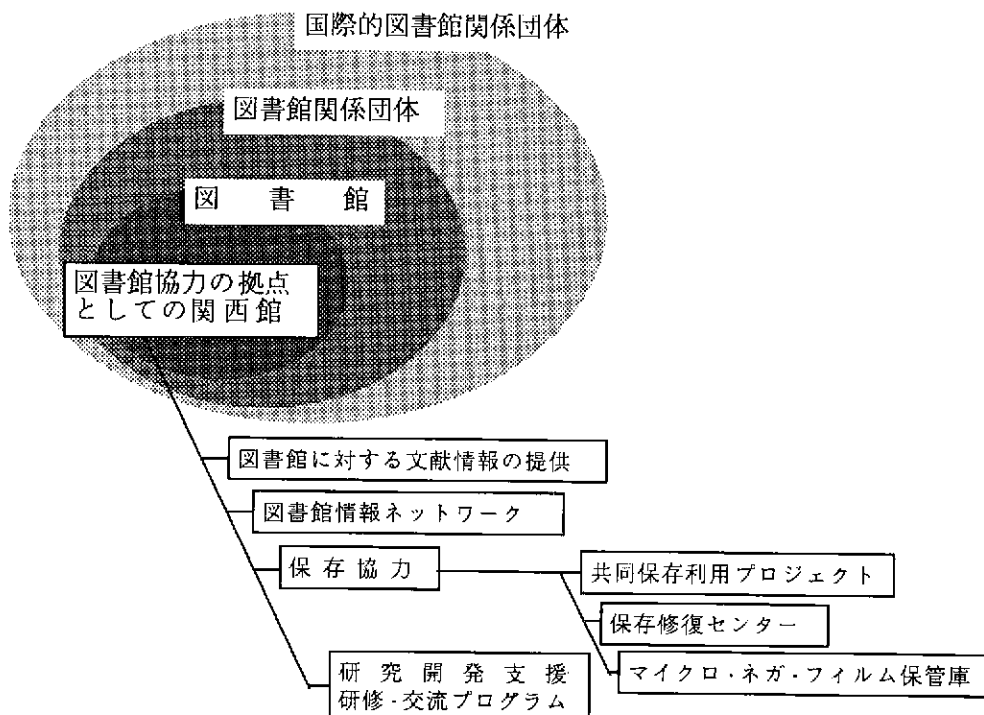
(4) 協力は個々の図書館との相互関係にとどまるものではなく、日本図書館協会、全国公共図書館協議会、専門図書館協議会、学術情報センター等の図書館関係団体・機関や情報提供機関、さらに国際図書館連盟やユネスコ等の国際的団体との積極的な連携・協力、共同事業を含むものである ([図表10] 参照)。

5.2 図書館に対する文献情報提供サービス

(1) 国立国会図書館は、この分野において従来から、特に部門を設けて図書館に対する貸出や複写サービスを行ってきている。しかし、一部納本制の制約もあり、これらのサービスが必ずしも十分に行われているとはいえない。関西館は、二部納本制の導入によりこの制約を克服し、関西館のすべての情報資源とシステムを活用し、国の内外の図書館に対するバックアップ・サービスを大幅に拡充する。

(2) このバックアップ・サービスは、各図書館が自館のみで利用者のニーズに

【図表10】 新しい図書館協力活動の展開



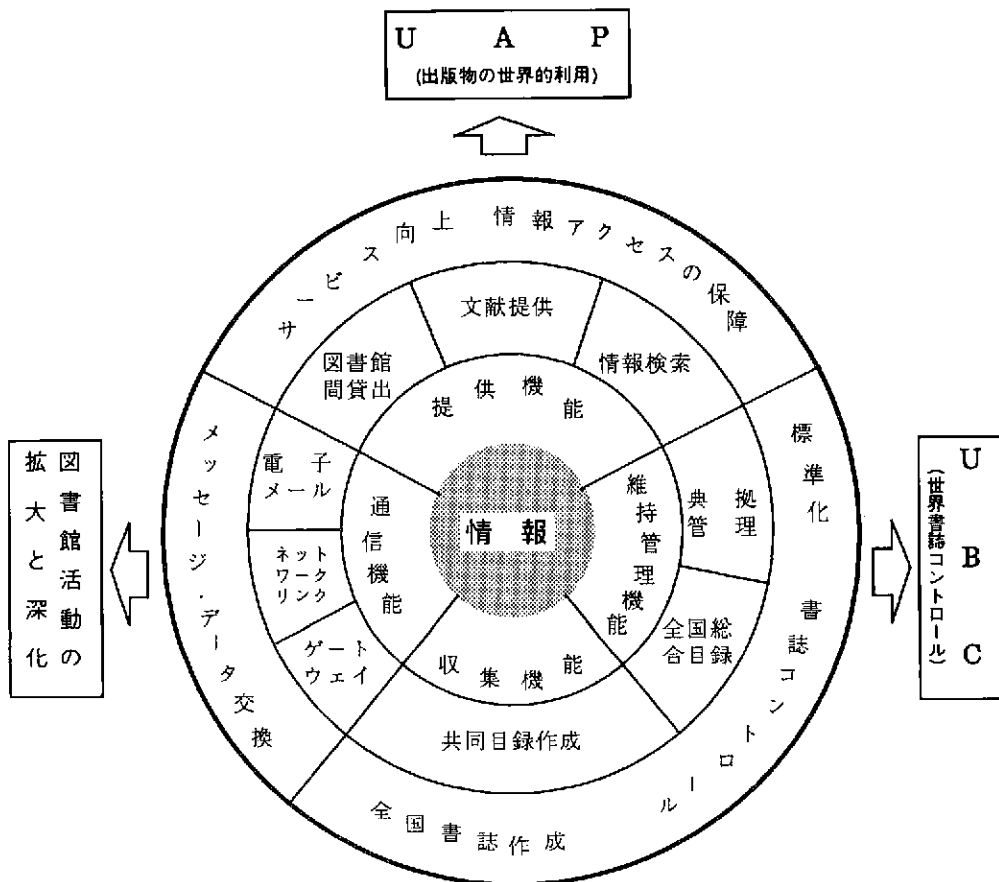
十分に対応できないとき、関西館が各々の図書館と連携し、利用者の要求を充足できるようにするための支援を行う活動である。いわば「図書館の図書館」としてのサービスであるが、このサービスを通じて各図書館を支援するとともに、全国的な利用者サービスを展開する。

(3) 関西館では、各図書館からの文献情報の依頼に対し、本館はもとより国内の各図書館・情報提供機関等の情報資源を活用して対応するが、国内で文献の調達不可能な場合には、諸外国の所蔵機関を案内、あるいは文献の入手を仲介する。諸外国からの文献要求に対しても、関西館及び本館の情報資源で充足できないときは、国内の他の図書館・情報提供機関等の協力を得て、極力依頼に応えるよう努力する。

5.3 全国的な図書館情報ネットワーク

(1) 全国的な情報資源の存在を明らかにし、その共同的、効果的な利用を促進することは、単独では利用者のニーズに対応できなくなった図書館・情報提供機関等が強く要望するところであり、現在、都道府県、市町村等を単位として、各種ネットワークの構想が検討されている。国立国会図書館は、全国書誌作成機関として、また、これらの動きを支援するために、その作成するデータベースを基礎として、全国的な図書館情報ネットワークを形成する(その機能イメージについて[図表11]参照)。

[図表11] 図書館情報ネットワークの機能イメージ図



(2) 関西館設立までに、国立国会図書館と協力機関との間で書誌情報・所在情報の共有と共同利用のためオンライン・ネットワークを構築する。関西館設立を機に、全国的な文献所在情報サービスを提供するとともに、館種を超えた図書館・情報提供機関等との間の文献相互貸借、協力複写サービス、協力レファレンスの充実を図り、各図書館・情報提供機関等におけるオンライン・システムの構築と高度化を支援する。

(3) 関西館は、具体的に次のようなネットワーク機能の展開をめざす。

- ① 国立国会図書館の書誌データベースのオンラインによる提供
- ② 国立国会図書館と協力機関との間での書誌情報・所在情報等の交換
- ③ 書誌・所在情報の共同入力による総合的な目録の作成、及びオンラインによる共同利用
- ④ 文献の相互貸借、複写、レファレンスへの支援
- ⑤ 書誌情報・所在情報と文献提供を結びつけたネットワーク・サービス
- ⑥ 国の内外の図書館・情報提供機関のオンライン・システムの利用中継(ゲートウェイ)サービスの提供

(4) ネットワークの形成と運営については、今後、各図書館・関係諸機関等と調査研究・協議を重ねる。なお、学術情報センター、日本科学技術情報センター等のネットワークとの連携と調整を図る。

(5) この段階における全国的な図書館情報ネットワークの成果と経験に立って、将来は知識ベースの応用と、文字・画像・音声を総合的に扱う電子メディアやマルチ・メディアのネットワークを構想する。

5.4 保存協力

5.4.1 基本的な考え方

(1) 資料保存の課題については、国際的にも国内的にも徐々にその重要性が認められつつある。納本図書館であり、国民共有の財産を預かる国立国会図書館においては、資料保存の責務は他のいかなる図書館より大きい。しかも、国立国会図書館の資料保存の領域における役割は、単に自館資料の保存にのみあるのでは

ない。全国の図書館の発展と振興に寄与することを任務とする国立図書館として、資料保存の領域での共通の課題の解決のため、研究・開発、教育・訓練、情報提供まで広範囲にわたる保存協力活動を遂行することが期待されている。

(2) これらのうち、企画部門や情報サービスは主として本館が行うが、関西館は以下に述べるプロジェクトにより保存協力活動を促進する。

5.4.2 共同保存利用プロジェクト

(1) 全国の各図書館・情報提供機関等で不要となったり、あまり利用されなくなった資料で、関西館が所蔵していないものを図書館協力の枠組みの中で受け入れて保存し、それらを文献情報提供サービスのために活用する「共同保存利用プロジェクト」を実施する。

(2) 共同保存図書館の必要性が提唱されて久しいが、とりわけ近年の文献情報の量的増大、地価の高騰等により、一層緊急の課題となっている。特に、大都市の大学図書館や専門図書館では、保管スペースの不足に悩み、その確保が急務となっている。このプロジェクトは、こうした課題を積極的に解決する方策として、関西館で実施するものである。

(3) 利用の少ない資料を共同で保存できれば、各図書館・情報提供機関等の蔵書管理コストを軽減でき、また、それら資料の現物貸出、複製による利用を保障すれば、自館で所蔵する場合と同様に利用可能である。さらに、資料の共同保存利用により、他館から提供・寄託を受けた資料も利用できるのもので、関西館の他のコレクションと合わせて、利用可能資料が飛躍的に拡大する。

(4) 実施に当たっては、国立国会図書館の書誌データベースを基盤として、また、学術情報センター、日本図書館協会、専門図書館協議会、全国公共図書館協議会等の図書館関係諸団体の協力を得て、プロジェクトの運営・管理と利用者サービスの効率化を図る。

5.4.3 保存修復センター

(1) 本館において、保存協力プログラムとして、情報提供、広報、資料刊行、会議開催等を実施するが、それらの活動に加えて、関西館に保存修復のセンター

を設置し、各図書館の貴重書等について有料制の保存処置サービスを提供する。

(2) 保存修復センターでは、国の内外からの研修生を受け入れて、教育・研修を実施する。この機能は、多くの図書館から強く要請されているものである。国立国会図書館は国際図書館連盟保存コア・プログラム (IFLA / PAC) アジア地域センターとして活動しているが、このセンターに課せられた重要な任務のひとつが、保存に関する教育・研修であり、この任務を関西館において遂行する。

5.4.4 マイクロ・ネガ・フィルム保管庫

(1) 関西館にマイクロ・ネガ・フィルムの保管庫を設置し、国立国会図書館がこれまで新聞、貴重書、文書、国会会議録、劣化資料等を対象に実施してきたマイクロ化事業の成果であるネガ・フィルムを一括して集中的に保管、管理する。同時に、国立国会図書館製作のフィルムだけでなく、他の図書館・情報提供機関等で製作したのもも寄託できる共同利用施設とする。

(2) 現状では、不適切な環境に保存用ネガ・フィルムを保管することを余儀なくされている図書館が多いが、これらネガ・フィルムの長期保存は国民的課題であり、関西館では、要請があれば他機関からネガ・フィルムの寄託を受け、マイクロ・ネガ・フィルム保管庫に適切かつ安全に保管する。

5.5 研究開発への支援と研修・交流プログラム

5.5.1 バイオニア・ライブラリーとして

国の内外の図書館界は、共通の困難や矛盾を抱えながら、未来に向かっての新しいあり方を模索している。これからの図書館界は情報関係分野の諸機関と協力して、新しい試みを実施し、その経験を共有することが必要である。関西館は、さまざまな意味で未来の可能性を切り拓く「バイオニア・ライブラリー」として、時代と社会の大きな変化によって生ずる新しい課題に取り組み、そのための研究開発への支援と研修・交流プログラムを実施する。

5.5.2 研究開発への支援

(1) 関西館に、図書館・情報関係分野の研究開発を支援するため、適当規模の研究開発施設を設ける。

(2) この施設は、国立国会図書館の職員のみならず、国内及び広く世界の専門家・研究者・実務者による共同利用施設とし、研究開発のための各種機器、実験設備、資料等を備える。

(3) 研究開発プロジェクトを企画・実施し、関係の民間財団、研究所等の協力を求めながら、幅広く研究開発を推進する。

(4) 研究開発の成果は、国立国会図書館の業務運営に反映させるとともに、広く図書館界全体で共有できるものとする。

(5) 図書館・情報関係分野の研究開発のテーマを例示すれば、次のとおりである。

- ① 図書館分野においては、図書館運営(例えば、高齢化社会における図書館サービス、障害者に対する図書館サービス等)、業務機械化、保存技術、蔵書構成、ニーズ調査、ネットワークなど、図書館の管理、サービス、技術的諸問題に関するものを扱う。
- ② 情報関係分野においては、データベース開発、オンライン・システム開発、メディア変換技術など、図書館の実務上必要とする情報処理・通信技術に関するものを扱う。

5.5.3 研修・交流プログラム

(1) 国の内外の図書館員及び関係各界の人の研修と、交流活動をより一層発展させるため、関西館は、国際的な研修・交流プログラムを実施する。このプログラムには、図書館・情報関係分野の最新の知識修得と、関西館に設置してある情報機器類等の利用技術修得の機会を提供することも含める。

(2) また、このプログラムを実施するための研修・交流施設を設け、国立国会図書館の職員を含む国の内外の現職図書館員の資質向上及び知識・技能修得のための研修と交流の場を提供する。

第6章 関西館のサービス基盤 — 情報資源とシステム

6.1 関西館の情報資源

- 6.1.1 関西館のコレクション
- 6.1.2 関西館のコレクションの段階的構築
- 6.1.3 国の内外の図書館等によるバックアップ
- 6.1.4 資料のメディア変換

6.2 総合情報処理センター

- 6.2.1 新たな総合情報処理センターの必要性
- 6.2.2 国立国会図書館ネットワーク・システム
- 6.2.3 文献情報提供サービス・システム
- 6.2.4 文献情報提供サービス支援システム

第6章の要約

情報資源を広く利用に供しつつ保存し、また大規模地震等の災害によるその消失を防ぐために、国内出版物については二部納本制度を導入し、各1セットを本館と関西館に分散して収蔵する。関西館では、印刷資料はもとより、マイクロ形態資料、**CD-ROM**等の電子媒体資料を収集するほか、積極的にマイクロ化や電子化等のメディア変換を行う。

情報資源は段階的に構築し、21世紀中には、共同保存利用プロジェクト分も含め、総計1億点(うち、図書は2,000万冊)のコレクション規模を想定する。

また、関西館はインテリジェント・ビルとして建設し、大規模な総合情報処理センターを設ける。これにより、東京の本館と関西館との間の緊密な通信と物流の体制を整備する。

6.1 関西館の情報資源

(1) 関西館は、第3章から第5章までに述べたような、国の内外に向けた総合的な文献情報の発信を行うための情報資源として、さまざまな手段を通じてコレクション構築を行う。情報資源の内容としては、図書、逐次刊行物、マイクロ形態資料等、これまでの伝統的な図書館資料に加えて、光ディスク、CD-ROM等の電子媒体等、いわゆるニュー・メディア資料も含まれる。

(2) 関西館のコレクションは、開館時までに相当量が構築されたとしても、比較的近年のものが主となるため、古い資料や逐次刊行物のバック・ナンバー等についての要求には応じきれないことが予測される。その場合は、本館が有するコレクションから提供する。そのため、関西館は本館と一体となって、その情報資源の充実に万全を期す。

(3) さらに、国立国会図書館全体に未所蔵の資料については、共同保存利用プロジェクト(5.4.2参照)を含む図書館協力体制を確立することにより、情報資源の充実を図る。また、他の図書館の蔵書についても必要に応じてメディア変換により可能な限り収集するよう努める。また、最終的に要求に応じられない場合は、当該資料を所蔵している図書館等に協力を依頼する。

(4) このように関西館の情報資源は、関西館固有のコレクションばかりでなく、本館のコレクションも対象とし、さらには内外の図書館協力体制に基づくバックアップ図書館のコレクションをも含む広範なものとなる(3.1.3参照)。

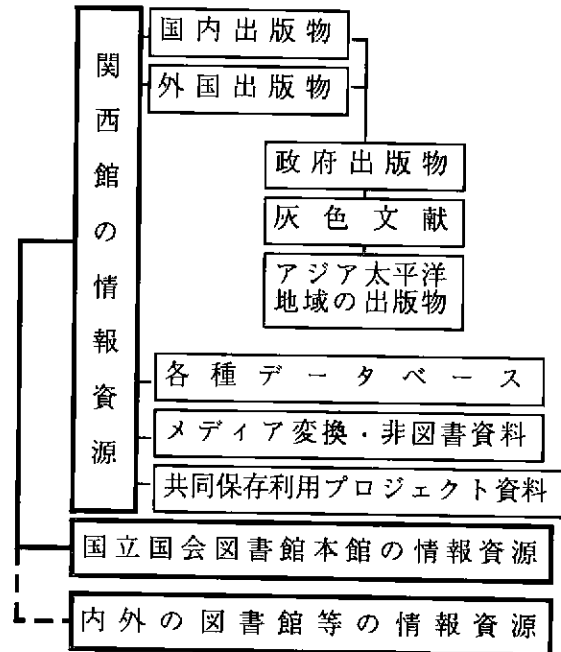
(5) また、学術情報流通に占めるデータベースの重要性が高まり、各種のデータベースが作成され、流通しているが、これらについても利用者サービスのために最大限活用する。

6.1.1 関西館のコレクション

(1) 関西館のコレクションに含める分野としては、関西館が総合的な文献情報の発信を行うという観点から、国内出版物については特定分野に片寄ることなく、全分野を収集対象とする。また、外国出版物についても、可能な限り広範囲

にわたる収集方針を策定し、全分野を対象として選択的な収集を行う（〔図表12〕参照）。

〔図表12〕 関西館の情報資源の構成



(2) 関西館のコレクションの内容は、以下のとおりである。

① 国内出版物

国内出版物の二部納本制による1セットを、分野を問わず網羅的に含める。

二部納本制の導入以前の国内出版物については、本館の複本、マイクロ化資料等に加えて、共同保存利用プロジェクトによる収集資料によってコレクションを構築する。さらに、要求あるもので未所蔵の場合は、購入等による収集を図り、購入できないものは必要に応じて他の図書館等の蔵書をもとにメディア変換により可能な限り収集する。

② 外国出版物

外国雑誌については、科学技術を含む全分野にわたり積極的に収集する。このほか、ニーズの高い学術図書を中心に、政府出版物、レポート、会議録等も積極的に収集する。

外国で出版された日本関係資料は、2部ずつ収集し、国内出版物の二部納本制によるものと同様、関西館と本館とで1セットずつ所蔵する。

③ 特に力を入れて収集する資料

① 政府出版物

政府出版物を網羅的に収集する。そのため、国立国会図書館が果たしている政府出版物クリアリングハウスとしての制度的な役割について政府部内の理解を求めつつ、従来の支部図書館制度を一層活用するほか、さらにあらゆる手段を講じて収集体制の強化を図る。

地方自治体出版物についても、納本制度の趣旨の周知徹底を図る。

② 灰色文献

いわゆる灰色文献を積極的に収集する。「灰色文献」の名称は一般的になりつつあるが、具体的には、政府出版物のうち一般には入手し難いもの、研究レポート、博士論文、学協会資料、会議録、予稿集、技報、抄録集、さらに、市場調査、企業調査、民間シンクタンク・業界団体の研究報告書等が挙げられる。

国立国会図書館では、従来から納本制度に基づいてこれらの資料の収集に努めてきており、政府出版物、研究レポート、博士論文、技報等の所蔵についてはかなりの実績もある。しかし一方、近年、文献情報の国際流通問題に関連して、灰色文献が取り上げられ、情報の所在と入手方法の明確化、情報提供窓口の一本化、民間の技報等の流通改善・促進が求められている。したがって、従来の蓄積に加え、新たに関西館がこれら灰色文献を積極的に蓄積し、これを国の内外に発信・提供する機能を持つことの意義は大きい。

③ アジア太平洋地域の出版物

アジア太平洋文献情報センターのコレクションとするため、アジア太平洋地域の出版物を精力的に収集する。とりわけ、政府出版物、当該地域の諸言語・英語等による学術出版物を積極的に収集する(4.3参照)。

④ 各種データベース

関西館では、情報が印刷物に記録されているか電子的に記録されているかにかかわらず、公にされ、流通するデータベースについては可能な限り収集する(3.3参照)。

⑤ メディア変換・非図書資料

関西館が行う文献情報提供サービスのための情報資源として、資料保存の目的でメディア変換した資料、他館蔵書をメディア変換した資料(マイクロ化資料、電子化資料等)及び非図書資料(学術性・記録性の高い視聴覚資料などを含む)を収集する(3.2参照)。

⑥ 共同保存利用プロジェクト・コレクション

共同保存利用プロジェクトにより構築するコレクションもまた、関西館における重要な情報資源となる。資料の受入れに際しては、このプロジェクトに参加する図書館等と連携し、関西館の収蔵済み資料とデータベースによって照合しつつ未所蔵のものを収集し又は寄託を受け、コレクションの充実を図っていく。その場合、対象となる資料群の種別(図書・逐次刊行物、国内出版物・外国出版物、文化財としての文献・文書等)により、それぞれの種別に最適の方法と必要性の優先順位に従い、プロジェクトを段階的に実施する(5.4.2参照)。

6.1.2 関西館のコレクションの段階的構築

関西館のコレクションは、大きく2段階にわけて、段階的に構築する。すなわち、まず、開館時までには相当量のコレクションを構築し、これを基礎にして開館後も引き続き、コレクションの拡充強化を図る([図表13]参照)。

(1) 開館時のコレクション

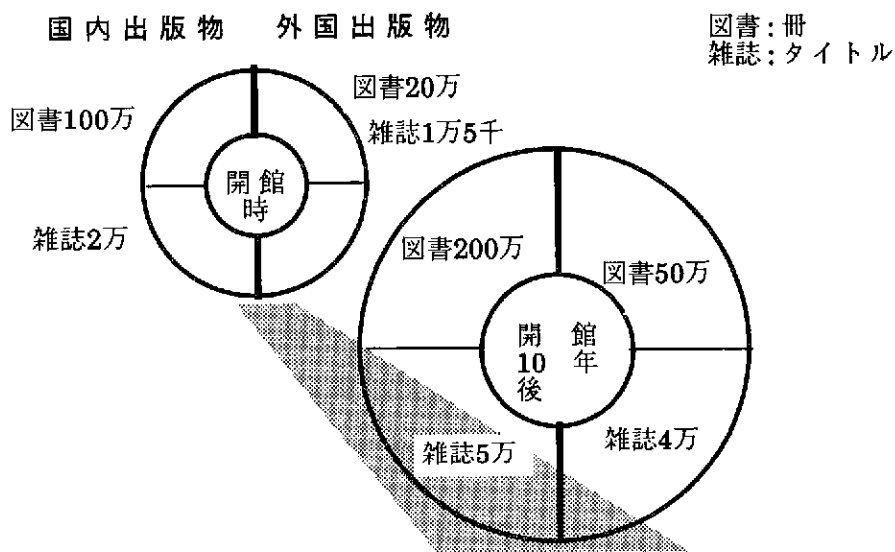
開館に至る相当以前から、各種のコレクション(6.1.1参照)について、それぞれにふさわしい収集方針を策定し、収集を開始する。開館時においては当面、利用要求の70%を満たす程度のコレクションの構築をめざす。目標として、逐次刊行物については、国内逐次刊行物2万タイトル、外国逐次刊行物1万5,000タイトル、図書(マイクロ化資料等を含む)については、国内図書100万冊、外国図書は文献情

報提供サービスのために必要な参考図書(レファレンス・ブック)や要求度の高い基本図書を中心に、主として英・仏・独語、アジア太平洋地域資料等、20万冊を想定する。そのほか、いわゆる灰色文献についても、相当量のコレクションを持つ。

(2) 開館後のコレクション拡充

開館後は、開館時までに構築したコレクションを引き続き充実させるとともに、5年程度の期間ごとに拡充計画を策定し、国内出版物については、納本制度により一層の充実を図るとともに、外国出版物については、コアとなる分野・タイトルから順次周辺の分野・タイトルへと拡大し、また、資料の使用言語の範囲も拡大させる。開館10年後のコレクションの規模を、逐次刊行物は9万タイトル(国内5万、外国4万)、図書は250万冊(国内200万、外国50万)を目標とする。21世紀中におけるコレクションの規模として、総計1億点(うち、図書は2,000万冊)を想定する。

[図表13] 関西館コレクションの段階的構築イメージ図



6.1.3 国の内外の図書館等によるバックアップ

(1) 関西館は本館と一体となってその情報資源の充実と活用に万全を期すが、

近年の出版量の増大、資料の専門分化等により、多様な利用者ニーズに応じ切れない場合が予想される。このため、関西館が十分に機能するためには、内外の図書館・情報提供機関等のバックアップが強く期待される。

(2) 国立国会図書館の情報資源全体によっても利用者ニーズに応じられない場合は、これら図書館・情報提供機関等のバックアップを得る体制を整備し、利用者ニーズに応える(3.1.3及び5.3参照)。

6.1.4 資料のメディア変換

(1) 関西館に資料のメディア変換のための技術・施設面における基盤を整備し、大規模なメディア変換事業を行う。

(2) 現在、図書館資料の中の大量の紙資料が、酸による劣化などにより利用困難となりつつある。また、紙資料以外のいわゆるニュー・メディア資料に関しては、長期の保存、利用に耐え得るか等、いまだ不確実な要素が多い。このような保存と利用の問題の根本的解決策は、目的に応じてメディア(媒体)の変換を総合的、計画的に行うことである。国立国会図書館では、これまでも資料のマイクロ化等により、この問題に取り組んできたが、メディア変換は資料の内容の保存と利用の保障という点で、質・量ともに格段の充実を図るものである。

(3) また、データベース、電子出版物など、電子的形態で発生し、流通する情報については、作成者・提供者との協議・契約のうえで収集し、そのままの形態またはメディア変換により利用に供する。

(4) メディア変換の対象資料は、電子文献提供サービスに供する資料(3.2.1参照)のほか、国立国会図書館所蔵の劣化資料、レコード等の視聴覚資料、ニュー・メディア資料を主体とするが、国立国会図書館が未所蔵の国内出版物や、他の図書館のためのメディア変換作業も含めて考える。メディア変換した資料は、関西館の主要な情報資源として最大限の活用を図る。

(5) メディア変換のためのプロジェクトなどについては、他の図書館との連携や、民間セクターとの協同プロジェクト等の可能性を検討し、計画する。

6.2 総合情報処理センター

6.2.1 新たな総合情報処理センターの必要性

(1) 第3章から第5章までに述べた関西館の機能を実現し、その効果的な運用を図るためには、既に本館で開発されてきた多くのソフトウェア、各種のデータベースを基礎に、今後新たに開発するシステムを加えて、総合的に機能するような関西館の総合的な情報処理センターの構築が必要である。

(2) 関西館の総合情報処理センターのシステム構築のためには、新しい情報処理技術と高度な通信技術を結合した情報流通の基盤整備が必要条件である。さらに、多様化する情報の記録媒体、すなわち文字・画像・音声などのマルチ・メディア対応を想定したシステムの実現が求められている。

(3) 関西館が十全に機能するためには、本館と有機的に連携し、一体となっていることが前提となる。このため、関西館の総合情報処理センターは、本館の情報処理部門と強力なコンピュータ・ネットワークを構成する。このようにして形成される国立国会図書館全体のネットワーク・システムを、国立国会図書館ネットワーク・システムと呼ぶ(6.2.2及び[図表14]参照)。

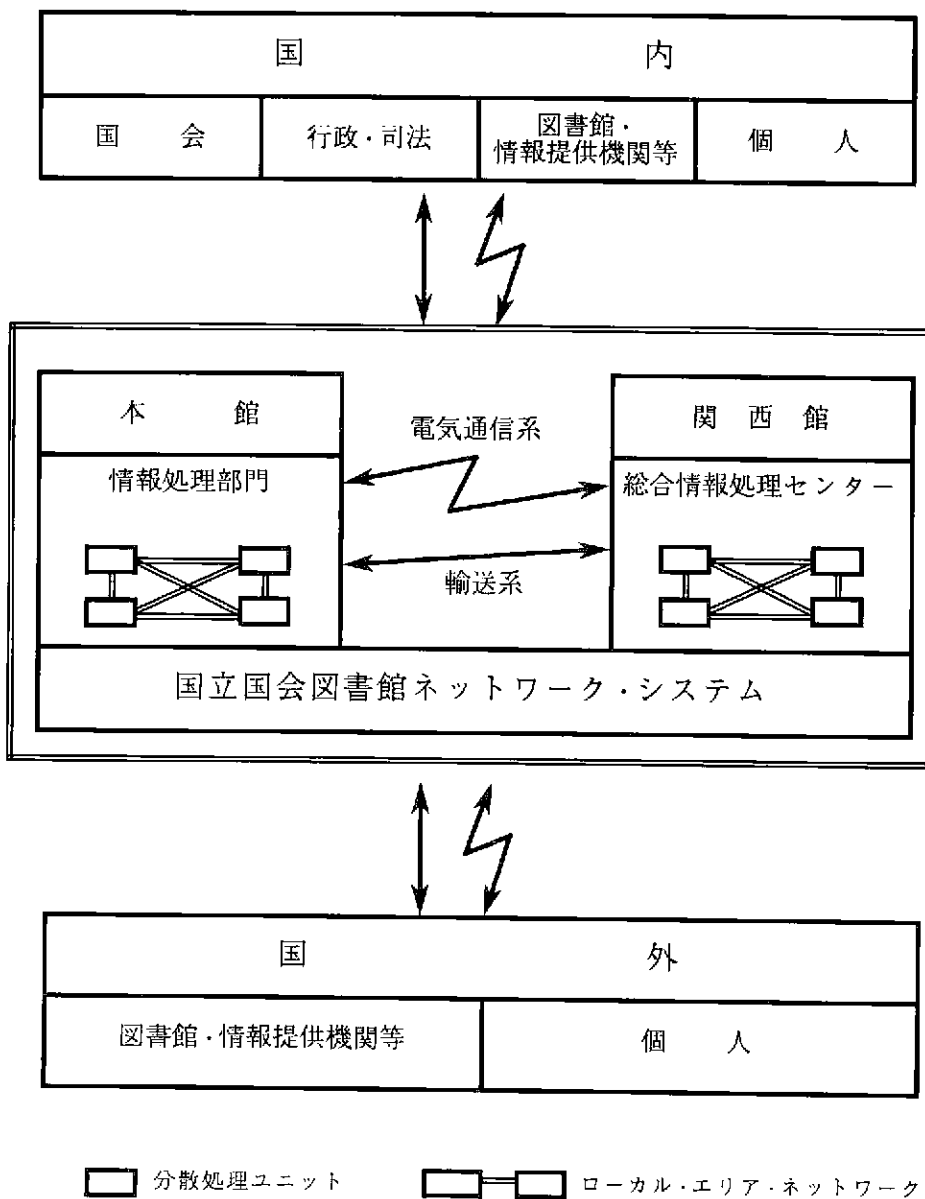
6.2.2 国立国会図書館ネットワーク・システム

(1) 国立国会図書館ネットワーク・システムとは、本館の情報処理部門と関西館の総合情報処理センターを結合した広域ネットワーク・システムである([図表14]参照)。このネットワーク・システムは、本館と関西館の各センターのシステム群の有機的結合及び外部の電気通信系・輸送系のネットワークの活用によって運用・維持される。

(2) この広域ネットワーク・システムは、双方向の情報交換と異機種間接続、すなわち開放型システム間相互接続(OSI)ができるものとし、各種の通信網を駆使して、コード情報及びイメージ情報を送受信する。

(3) このネットワーク・システムを支える技術及び機器は、高度な情報処理技術と通信技術であり、高性能のコンピュータ装置、大容量記憶装置、多機能端末機器などである。

[図表14] 国立国会図書館ネットワーク・システム概念図



(4) 関西館の総合情報処理センターは、文献情報提供のサービス・システム群及び支援システム群からなり、迅速かつ総合的な文献情報の発信機能を実現するとともに、広域ネットワーク・サービス及び大規模データベース・サービスを行う。

(5) 関西館の部門ごとのコンピュータ分散処理システムは、ローカル・エリア・ネットワーク (LAN) を介して接続され、複合システム化を図るとともに、さらに、本館の情報処理部門との接続、外部ネットワーク・システムとの接続により、広域ネットワーク・システムとして構築する。

6.2.3 文献情報提供サービス・システム

文献情報提供サービスを効率的に推進するために、関西館に設ける総合情報処理センターが提供するサービス・システム群の内容は、以下のとおりである ([図表15] 参照)。

[図表15] 文献情報提供サービス・システム群一覧

システム群	内 容
① 文献提供サービス・システム	国の内外の利用者及び各機関からの文献提供のリクエスト(オンライン、ファクシミリ、郵便、電話等)に対して、受付→所在調査(外部データベースの利用も含む)→書庫出納(未所蔵分は外部機関に依頼)→発送の全工程をできるだけ機械化し、迅速な複写サービスを図る(3.1参照)。
② 電子文献提供サービス・システム	利用頻度の高い電子化された資料は、オンラインなどの申込みに対して、迅速に提供を可能とする。受付→提供の全工程を自動処理し、オンライン、ファクシミリ、衛星通信または郵送等で提供する。外部機関が作成する電子文献も提供可能とする(3.2参照)。

システム群	内 容
③ 書誌情報・所在情報提供サービス・システム	文献の書誌情報・所在情報データベース、論文記事データベース、専門分野のレファレンス情報データベース及び外部機関が作成するデータベース等は、オンライン・ネットワークを介して提供する。さらに、各種データベースの紹介を行うデータベース・クリアリング機能も、マルチ・メディア技術を組み込んで提供する。国立国会図書館が所蔵していない文献については、全国的な図書館情報ネットワークにより提供する (3.3及び3.5参照)。
④ 立法情報提供サービス・システム	全文データベースを中心とし、情報をオンライン・システムを介して提供する。全文テキストは、ファクシミリ等で発送することを可能とする (3.4参照)。
⑤ 外部機関作成データベースの利用中継サービス・システム	国立国会図書館ネットワーク・システムと外部ネットワーク・システムの接続によって外部データベースの利用を可能とする (3.5参照)。
⑥ 来館利用サービス・システム	入館、利用案内、情報検索、閲覧、複写、料金支払い、退館までの一連のサービスを機械化する。 利用案内は、ビデオ技術を取り入れ、音声も導入したわかりやすいものとする (3.7参照)。

以上のサービス・システム群を支える高度な情報処理技術として、次のものが必要である。

- ① 多言語多文字処理技術 (アジア地域の言語等)
- ② 入力技術 (活字・手書き文字入力、文字自動認識、音声自動認識等)
- ③ 情報加工技術 (人工知能、自動翻訳、自動索引、自動抄録、自動分類等)
- ④ 情報検索技術 (自然言語検索、音声検索、自動翻訳、人工知能等)
- ⑤ データベース技術 (マルチ・メディア対応のデータベース構築、分散型データベース統合等)
- ⑥ 電子化辞書構築技術 (日本語辞書、他国語辞書、専門用語辞書、百科事典等)

6.2.4 文献情報提供サービス支援システム

文献情報提供サービスの支援システム群の内容は、以下のとおりである。

[図表16] 文献情報提供サービス支援システム群一覧

(1) 文献情報提供サービス支援システム群

支援システム群	内 容
① メディア変換支援システム	一連の工程を機械化して管理する。高度な大規模入力技術及びメディア変換技術を活用する。
② 共同保存利用支援システム	関西館の所蔵状況の照合受入・書誌情報作成・保管等の工程を一括管理する。
③ 書誌情報作成支援システム	自動読み取り装置等の先端技術を駆使し、書誌情報を作成する。目次、抄録、巻末索引、内容等を、必要に応じて自動入力する。また、自動索引、自動分類、自動翻訳等の技術を使い、データベースの内容の充実を図る。
④ マルチ・メディア・データベース構築支援システム	利用者が各データベースの構造や操作方法を意識することなく、ネットワーク上にある多種多様なマルチ・メディア対応のデータベースを扱うことができる高度なデータベース構築を図る。さまざまな情報機器が接続できる高度なネットワーク技術と複数データベース利用技術が必要となる。
⑤ 文献所在情報支援システム	協力機関との間でデータの交換、共同入力等が可能なシステムとし、本館の総合目録データベースを更新・維持管理することを可能にする中継基地の役割を果たす。
⑥ 資料工程管理システム	資料の発注、受入から保管に至る一連の工程を処理する。
⑦ 自動書庫管理支援システム	印刷物、マイクロ資料、視聴覚資料、電子化資料等、資料形態別に自動書庫を考え、可能なものから、自動保管・搬送のシステム化を図り、コンピュータ制御を取り入れる。

支援システム群	内 容
⑧ 料金徴収支援システム	複写料金、オンライン利用料金、外部機関作成データベース利用料金等の処理を行う。

(2) その他のサービス及び業務支援システム群

支援システム群	内 容
① 研究開発支援システム	情報処理・通信技術等により、研究開発プロジェクトを支援する。
② 研修支援システム	広報・研修用マルチ・メディア画像紹介システム、コンピュータ支援教育(CAI)等を提供する。
③ 事務処理システム	ペーパーレス化を進め、多機能端末機を用いて、事務の電子デスク化を図る(OA化促進)。
④ 運用・管理システム	各システム群、ネットワーク通信網、コンピュータ、通信装置、メディア変換装置等の運用と保守を管理する。
⑤ 館内ネットワーク・サービス提供システム	部門別・機能別に分散処理される各システムを、ローカル・エリア・ネットワーク(LAN)を介して統合運用する。

第7章 関西館の組織・運営及び施設

7.1 関西館の組織と運営

7.1.1 関西館の組織・人員

7.1.2 関西館の運営

7.2 関西館の施設

7.2.1 施設の考え方

7.2.2 施設の機能構成

7.2.3 敷地の位置及び規模

7.2.4 施設の規模

7.2.5 建設の日程

第7章の要約

関西館は、国立国会図書館の内部組織として位置づけ、国立国会図書館の機能を十分に発揮できるように本館と有機的に一体となって運営する。

関西館の組織は、その時々、社会的要請に対応しうる柔軟なものとし、個々の業務及びプロジェクトに最も適当な組織編成を選択して運営する。そのために必要な人員を段階的に確保・育成し、必要な財政的基盤の充実に図る。

関西館の施設は、国立の図書館にふさわしい風格を備え、関西文化学術研究都市の国際性と景観に合致したものとし、将来にわたる機能の発展に柔軟に対応しうるよう計画する。その位置及び規模としては、関西文化学術研究都市の中核に位置する精華・西木津地区に約165,000m²を想定し、早期開館をめざす。

7.1 関西館の組織と運営

(1) 関西館は、国立国会図書館が将来において果たすべき使命を念頭に、これ

をとりまくさまざまな社会環境の変化、また情報処理・通信技術の発達の状況を的確に捉えながら、情報資源と人的資源及び財政的基盤を効率的に活用して運営する。

(2) このため、関西館の組織形態は、従来の組織原理にとらわれることなく、諸条件の変化に柔軟に対応できるような弾力的なものとし、合理的かつ効率的な経営方式を導入する。

(3) なお、関西館の名称及びより具体的な組織と運営については、今後、詳細な調査及び研究を重ね、民間機関を含む関係機関の意見等を徴しつつ、慎重な検討を継続することとする。

7.1.1 関西館の組織・人員

(1) 関西館は、国立国会図書館の内部組織として位置づける。関西館の館長には、その運営について、必要にして十分な権限と責任を与える。

(2) 業務の簡素化を図るとともに、その社会的役割と業務体制の変化に対応しうる組織編成を行う ([図表17] 参照)。

[図表17] 関西館の組織構成

組 織 部 門	業 務 構 成
文献情報提供サービス部門	複写 図書館間貸出 書誌情報・所在情報提供 データベース・クリアリング 著作権処理 来館利用サービス アジア太平洋文献情報センター
図書館協力部門	国際図書館協力センター 研修 研究開発 プロジェクト企画
資料部門	収集企画 資料受入・組織化 資料保存企画 全国共同保存利用プロジェクト
システム部門	総合情報処理センター システム企画 システム運用 全国図書館情報ネットワーク メディア変換企画
事業部門	連絡調整 企画 経理

(3) 技術の発達に即応した機械化の導入、民間企業の協力等により業務の合理的な遂行をめざすとともに、その効率的な運営に必要な人員を、弾力的な雇用形態の採用も含めて、段階的に確保し、その育成を図る。

7.1.2 関西館の運営

(1) 関西館は、総合的な文献情報の発信を核として、その機能を十分に発揮できるように、本館と有機的に一体化して、運営する。

(2) 関西館が行う諸業務は、各種図書館・情報提供機関及びその関係機関との密接な協力関係と同時に、館法第26条に基づく金銭の受入を含め、可能な領域については企業・民間団体による人的・財政的な協力をも得て運営する。また、業務の内容・性格によって、外部への委託を図る。

(3) 関西館の業務のうち、特に事業的な部門については産業界・学界・行政部門等との連携・協力を図る。

(4) 関西館が行う図書館サービスのうち、利用者の負担によることが望ましいものについては、有料制により運営する。

(5) さらに、財政的な基盤を拡大し、柔軟な運営を図るため、外郭団体の設立、基金の創設等を含めて検討する。例えば、著作権使用料の徴収代行、外部機関の作成したデータベースの検索代行等が考えられる。

7.2 関西館の施設

7.2.1 施設の考え方

全体として、国立の図書館にふさわしい風格を備え、関西文化学術研究都市の国際性と景観にマッチした、シンボル性の高い施設とする。その設計に当たっては、以下の考え方を基本とする。

① 関西館の機能及びサービスに対応する機能的施設とし、その全体をインテリジェント・ビルとする。

② 施設の使用区画を明確にしつつ、その使用空間及び設備は、将来における機能の拡充、スペースの拡張等に柔軟かつ弾力的に対応できるものとする。特

に、情報処理・通信システムは、技術の進歩、レイアウトの変更等に容易に対応できるように計画する。

③ 業務空間、休憩空間、照明、採光、遮音、空気調和、家具等に十分な配慮を払い、快適な使用環境をつくる。

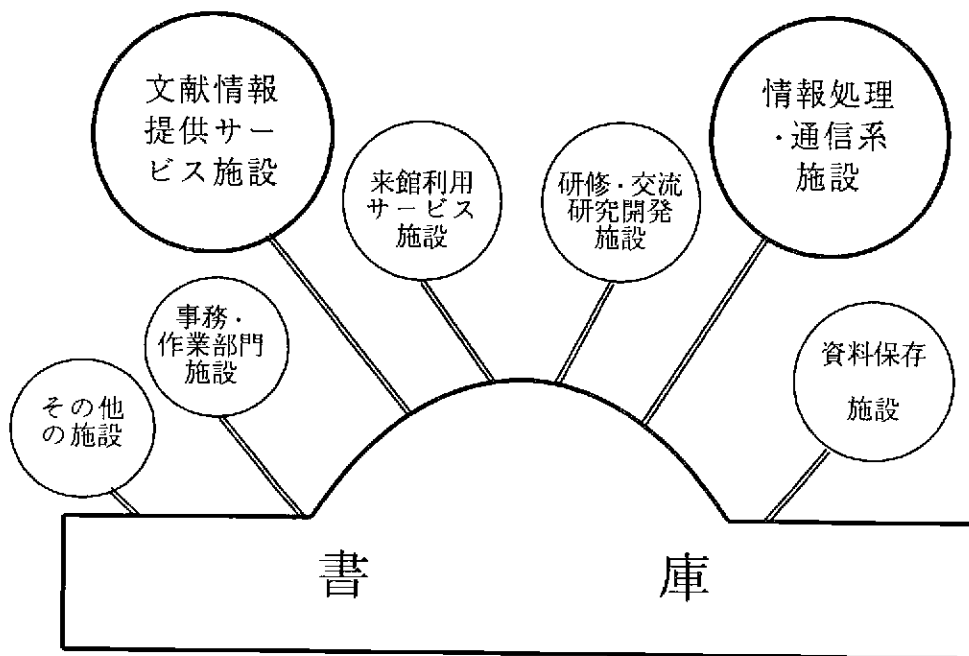
④ 省エネルギー化、省力化を図り、防災、セキュリティの強化を図るとともに、維持管理を含めて経済性に十分配慮した施設とする。

⑤ 関西文化学術研究都市における諸施設等、周辺環境との調和を十分に考慮して計画する。

7.2.2 施設の機能構成

関西館の施設の構成及び機能の内容は、次のとおりである（[図表18]及び[図表19]参照）。

[図表18] 関西館の施設構成イメージ図



[図表19] 関西館の施設機能

グループ名	個別名	施設の機能
文献情報提供 サービス施設	統括施設	文献情報提供サービス総括部門 申込み受付から発送までのシステム化・自動化。オンライン、ファクシミリ、画像通信等に対応
	複写センター	複写業務 大量申込みを迅速に処理する各種機器類
	貸出センター	複写センターと連動
	アジア太平洋 文献情報センター	情報資源の収集・組織化・提供 来館利用にも対応
来館利用 サービス施設	来館者ホール	出入口、総合案内、複写受付 書誌情報提供サービス受付等 チェック・ポイント
	閲覧室	多機能な閲覧利用の空間 資料出納・案内カウンター 情報検索用端末機器類 視聴覚資料対応の機器類 開架の参考図書類(約5万冊)
	研究支援 サービス施設	個室、共同研究室 情報検索用端末機
情報処理・ 通信系施設	コンピュータ 施設	大型コンピュータ(複数台) 大容量記憶装置 マルチ・メディア対応装置 自動運転設備
	データ作成施設	データ入力、加工センター 光ディスク入力、メディア変換
	通信系施設	公衆電話網、専用回線網、デジタル・データ交換網(DDX)、総合デジタル通信網(ISDN)、ファクシミリ通信網、国際通信網、付加価値通信網(VAN)、パソコン通信網、衛星通信、ビデオテックス網等にそれぞれ対応

グループ名	個別名	施設の機能
書庫	書庫	総計1億点(図書:2,000万冊相当)収蔵 マイクロ・ネガ・フィルム保管庫 ニュー・メディア資料保管庫 先端的技术を駆使した搬送設備 研究利用者用ブース
	共同利用保存書庫	
資料保存施設	メディア変換施設	電子化、マイクロ化 その他のメディア変換
	製本施設	破損本の修復等
	燻蒸施設	受入資料の虫害防止
	保存修復施設	保存修復センター
事務・作業 部門施設	事務室・作業室等	事務各部門を配置 閲覧利用エリアとの動線を明確に区別 各種データベース等の使用機器類
	輸送系施設	
	施設管理施設	エネルギー・センター、防災センター等
研修・交流・ 研究開発施設	研修施設	図書館及び情報関係に関する各種研修施設 各種研修室、講堂、研修生研究施設
	研究開発施設	脱酸処理実験をはじめ、機器使用による実験等 共同研究スペース
	図書館・情報学 資料センター	研修・研究開発機能を支援する資料群の収集・組織化・提供
その他の施設	宿泊施設	長期間にわたる研修生、研究利用者を収容 都市内の類似施設との相互協力
	職員宿舎	
	参観・展示施設	
	食堂・喫茶・売店	
	駐車場	

7.2.3 敷地の位置及び規模

(1) 関西館の敷地は、関西文化学術研究都市の都市づくりの全体構想を受けて、都市の中核的地域である精華・西木津地区を予定し、その規模としては、将来の施設の拡張にも応じられる約165,000m²を想定する。

(2) 現下の厳しい財政状況のもとにあって、敷地の確保については、財政当局及び地元と密接な協議を重ねながら、経済性を重視した具体的な方策を追求する。

7.2.4 施設の規模

(1) 施設は、サービス・事務・作業・付属施設等エリア及び書庫エリアによって構成する。

(2) サービス・事務・作業・付属施設等エリアの規模としては、約31,500m²を想定する。なお、研修、宿泊の各施設及び職員宿舍等、付属施設については、関西文化学術研究都市の全体、及び精華・西木津地区における関連施設の整備状況を十分に勘案しながら、具体化を進める。

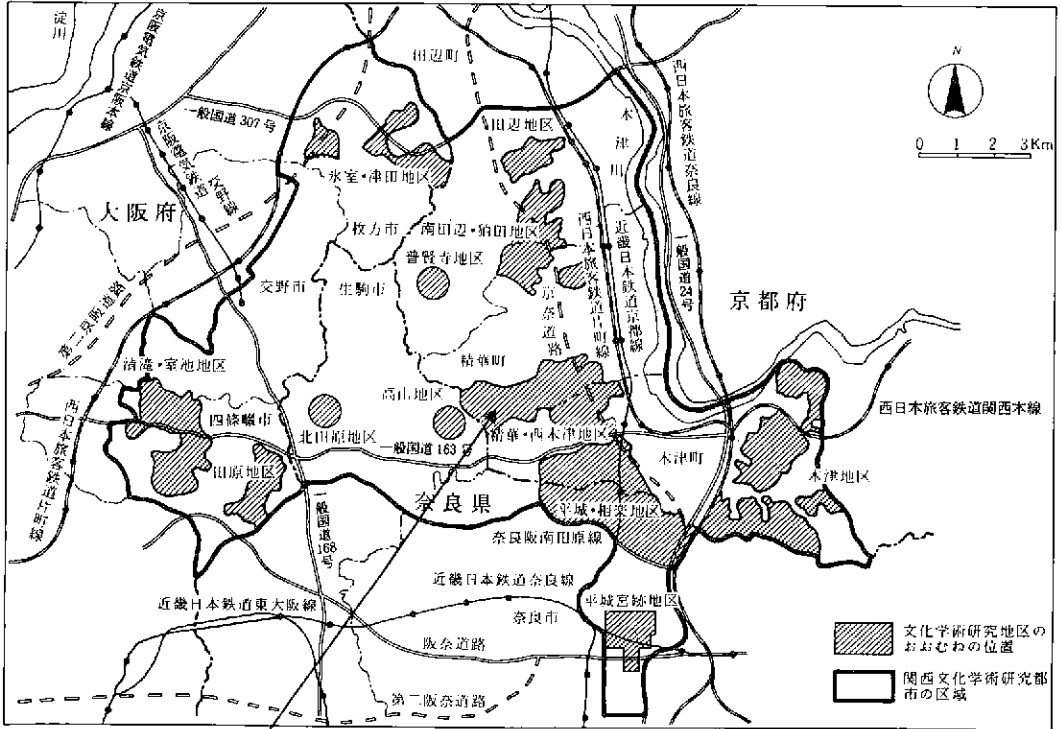
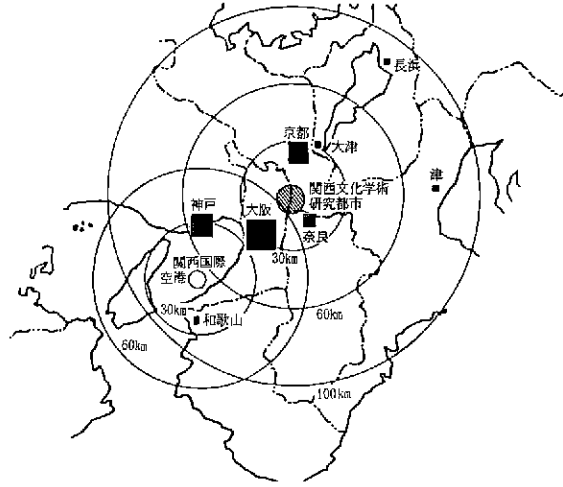
(3) 書庫エリアの規模としては、将来の拡張にも応じられる約133,000m²を想定する。

7.2.5 建設の日程

(1) ニュー・テクノロジーを最大限に取り入れた図書館建設の重要性に鑑み、その準備に万全を期する必要があるが、今後とも、その早期実現に努力し、基本計画の策定後、財政的な裏づけを得て、設計から施工に当たる事業段階に進み、早期開館をめざす。

(2) また、建設の基本計画の策定と並行して、関西館において稼働する各種コンピュータ・システムのソフト、ハード両面にわたる研究・開発及び各種データベースの拡充・強化に着手し、施設の完成に合わせた段階的な整備をめざす。

[図表20] 関西文化学術研究都市地図



国立国会図書館関西館の敷地予定地（精華・西木津地区）

構想の実現のために

関西館設立の構想は、国立国会図書館の機能とサービスの飛躍的な拡充強化を通じて、国会議員の職務遂行に一層貢献するとともに、国民共有の情報資源を活用し、国の内外における自由な情報流通と文化の発展に積極的に貢献しようとするものである。このため、国立国会図書館は、図書館が持つ可能性に挑みつつ、国家的な規模の社会資本形成プロジェクトとして関西館を構想し、その実現をめざす。

条件と課題

このような関西館の構想を実現するためには、財政的な裏づけを得ながら、用地・施設、コレクション、コンピュータ・システム、組織・人員・運営等の諸条件を段階的かつ周到に整えていく必要がある。また、納本制度、著作権等の法制度的な課題など、社会全体の論議を喚起しつつ解決に向けていくべきものも多い。さらに関西館は、国の内外の図書館・情報提供機関、図書館員・研究者等に広く開かれた共同事業の場ともいい得るものになることをめざしており、その効果的な運営のためには、各界の協力が不可欠な条件となる。

各界の理解と支援への期待

関西館の構想は、国政審議の一層の充実と図書館界の発展を含め、わが国社会全体の情報資源の蓄積と流通のあり方に重大な影響をもたらすものである。したがって、関西館がめざしているサービスを実現し発展させるためには、国会、行政省庁、司法府、地方自治体等の関係諸機関、内外の図書館界、経済産業・学術・文化・教育・出版等の各界からの幅広い理解と支援が必要である。国立国会図書館は、このような理解と支援を得るため、あらゆる場を通じて、協議を継続していきたい。

今後、国立国会図書館は、このような国民各層の深い理解と支援を得つつ、国会の監督と指導のもとに、全館をあげて諸課題の解決に取り組み、関西館の実現に向けて努力を重ねる。

主な経緯

- 昭和57年 6月 国立国会図書館関西プロジェクト調査会設置
- 昭和58年 2月 国立国会図書館長が関西プロジェクト調査会に対し「国立国会図書館に規定する図書館の組織および図書館奉仕の改善を目的として、関西地域に設置すべき施設およびその機能について」諮問。同調査会で検討を開始
- 昭和62年 4月 関西プロジェクト調査会が館長に対して答申
- 5月 国立国会図書館第二国立国会図書館(仮称)設立計画本部設置
- 昭和63年 7月 第二国立国会図書館(仮称)設立計画本部長が館長に対し「国立国会図書館関西館(仮称)設立に関する第一次基本構想」を提出
- 8月 「国立国会図書館関西館(仮称)設立に関する第一次基本構想」を公表
- 11月 学識経験者13名に国立国会図書館特別顧問を委嘱
- 平成 3年 8月 「国立国会図書館関西館(仮称)設立に関する第二次基本構想」を策定

し、又は勧告を附さないで、両議院の議長に送付する。

附則

第二十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

② 昭和二十二年法律第八十四号国会図書館法は、これを廃止する。

第三十条 この法律施行の日に、両議院の図書館は各々分離した図書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、国立国会図書館に移管される。

第三十一条 国立国会図書館の各種の地位への任命に完全な有資格者が得られない場合には、館長は、二年を越えない期間内で、臨時にその職員を任命することができる。その期間終了の際、その地位に優れた有資格者が得られるならば、その臨時の任命は更新せられないものとする。

附則 (昭和二十四年六月六日法律第九十四号)

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 改正後の第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条並びに改正後の第二十四条の二及び第二十五条の規定にかかわらず、その納入を免ずることができらる。

3 この法律施行前に発行された出版物の納入または納本については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十年一月二十八日法律第三号)抄

1 この法律は、第二十二回国会の召集の日から施行する。

(召集の日昭和三十年十二月十八日)

によって、文書又は図画として複製した著作物

② 前項の規定は、同項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。但し、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、且つ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りではない。

第二十四条の二 都道府県若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、前条の規定に準じ、その出版物を直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 市(特別区を含む。以下同じ。)町村若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、市又はこれに準ずるものの場合にあつては十部以下、町村又はこれに準ずるものの場合にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

③ 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十一章 その他の者の発行する出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十四条第二項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

④ 第一項但書の規定により出版物を寄贈した者及び出版物を遺贈した者の相続人に対して、館長は、定期に作成する全日本出版物の目録で当該出版物を登載したものを送付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額(小売価額のないときはこれに相当する金額)の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十二章 金銭の受入及び支出並びに予算

第二十六条 館長は、国立国会図書館に関し、その奉仕又は蒐集資料に関連し、直ちに支払に供し得る金銭の寄贈を受けることができる。

② この場合には両議院の議院運営委員会の承認を得なければならぬ。

第二十七条 国立国会図書館に充当されているあらゆる経費は、館長の監督の下に、その任命した支出官によって支出される。

第二十八条 国立国会図書館の予算は、館長がこれを調製し、両議院の議院運営委員会に提出する。委員会はこの予算を審査して勧告を附

建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは陳列によって、一般公衆の使用並びに研究の用に供する。且つ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。

三 国立国会図書館で印刷した目録票又はその他の出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡す。

四 日本の図書館資料資源に関する総合目録、並びに全国の図書館資料資源の連繋ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覧表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。

第二十二條 上野公園の国立図書館は、昭和二十四年四月一日までに、国立国会図書館の支部図書館となり、特に東京都民の用に供するよう有効に運用される。この図書館はできる限り速かに、東京都に移管し、移管前に制定される法律及び諸規程に従って運用される。

第九章 蒐集資料

第二十三條 館長は、国立国会図書館の蒐集資料として図書及びその他の図書館資料を購入、納本、寄贈、遺贈若しくは交換によって、又は行政及び司法の各部門からの移管によって受入することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。

② 館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換利用し、若しくは処分することができる。

第十章 國、地方公共団体等の発行する出版物の納入

第二十四條 國の諸機関により又は國の諸機関のため、左の各号に該当する出版物（機密扱のもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用のため並びに外国政府出版物との国際的交換の用又はその他の国際的交換の用に供するために、その発行部数が五百部以上のときはその三十部、その発行部数が五百部未満のときは館長の定めるところにより三十部未満の部数を、直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。但し、館長は、発行部数が五百部以上の場合において、特に必要があると認めるときは、三十部を超え五十部を超えない部数の納入を求めることができ、又特別の事由があると認めるときは、三十部未満の部数を納入させることもできる。

- 一 図書
- 二 小冊子
- 三 逐次刊行物
- 四 楽譜
- 五 地図
- 六 映画技術によって製作した著作物
- 七 録音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物
- 八 前各号に掲げるものの外、印刷術その他の機械的又は化学的方法

草の奉仕を提供すること。但し、この補佐は委員会又は議員の要求ある場合に限って提供され、調査及び立法考査局職員はいかなる場合にも立法の発議又は督促をしてはならない。

四 両議院、委員会及び議員の必要が妨げられない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

第十六条 この局に必要な局長、次長及びその他の職員は、政党に加入していても加入していなくても、その職務を行うに適當な者につき、国会職員法の規定により館長がこれを任命する。

② 館長は、更にこの局の職員に、両議院の常任委員会の必要とする広汎な関連分野に専門調査員を任命することができる。この専門調査員の待遇は、行政及び司法の各部門の一級官吏と同等とする。

第七章 行政及び司法の各部門への奉仕

第十七条 館長は、行政及び司法の各部門に図書館奉仕の連繫をしなければならぬ。この目的のために館長は左の権能を有する。

一 行政及び司法の各部門の図書館長を、これらの部門を各々代表する連絡調整委員会の委員の推薦によつて任命する。但し、国家公務員法の適用を受ける者については、同法の規定に従い、且つ、当該部門の長官の同意を得なければならない。

一 行政及び司法の各部門の図書館で使用するため、目録法、図書館相互間の貸出及び資料の交換、綜合目録及び綜合一覽表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定めることができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

三 行政及び司法の各部門の図書館長に年報又は特報の提出を要求することができる。

第十八条 行政及び司法の各部門に在る図書館の予算は当該各部門の予算の中に「図書館」の費目の下に、明白に区分して計上する。この費目の経費は、行政及び司法の各部門を各々代表する連絡調整委員会の委員及び館長の承認を得なければ他の費目に流用し又は減額することできない。

第十九条 行政及び司法の各部門の図書館長は、当該各部門に充分な図書館奉仕を提供しなければならない。当該各図書館長は、その職員を、国会職員法又は国家公務員法若しくは裁判所法の規定により任命することができる。当該各図書館長は、国立国会図書館長の定める規程に従い、図書及びその他の図書館資料を購入その他の方法による受入方を当該各部門の長官若しくは館長に勧告し、又は直接に購入若しくは受入をすることができる。

第二十条 館長が最初に任命された後六箇月以内に行政及び司法の各部門に現存するすべての図書館は、本章の規定による国立国会図書館の支部図書館となる。なお、現に図書館を有しない各庁においては一箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

第八章 その他の図書館及び一般公衆に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の奉仕及び蒐集資料は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民にこれを最大限に利用させる。この目的のために、館長は左の権能を有する。

一 館長の定める諸規程に従い、図書館の蒐集資料を国立国会図書館

第七条 館長は、一年を越えない定期間毎に、前期間中に、日本国内で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行うものとする。

第八条 館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする。

第三章 副館長並びにその他の職員及び雇傭人

第九条 国立国会図書館の副館長は、一人とする。副館長は、館長が両議院の議長の承認を得て、これを任免する。副館長は、図書館事務につき館長を補佐する。館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、副館長が館長の職務を行う。副館長の待遇は、各省次官と同等とする。

第十条 国立国会図書館のその他の職員及び雇傭人は、職務を行うに適當な者につき、国会職員法の規定により館長が、これを任命する。

その職員及び雇傭人の職責は館長が、これを定める。

② 図書館の職員は、国会議員と兼ねることができない。又、行政若しくは司法の各部門の地位を兼ねることができない。但し、行政又は司法の各部門の支那図書館の館員となることは、これを妨げない。

第四章 議院運営委員会及び国立国会図書館連絡調整委員会

第十一条 両議院の議院運営委員会は、少なくとも六箇月に一回以上これを開会し、図書館の経過に関する館長の報告、図書館の管理上館長の定める諸規程、図書館の予算及びその他の事務につき審査する。

② 各議院の議院運営委員長は前項の審査の結果をその院に報告する。

第十二条 国立国会図書館に連絡調整委員会を設ける。この委員会は、四人の委員でこれを組織し、各議院の議院運営委員長、最高裁判所長

官の任命する最高裁判所裁判官一人及び内閣総理大臣が任命する國務大臣一人をこれに充てる。委員長は委員の互選とする。

② 委員長及び委員は、その職務につき報酬を受けない。

③ 館長は、委員会に出席できるが、表決に加わることができない。

第十三条 連絡調整委員会は、両議院の議院運営委員会に対し、国会並びに行政及び司法の各部門に対する国立国会図書館の奉仕の改善につき勧告する。

第五章 図書館の部局

第十四条 館長は、管理事務を効率化するに必要とする部局及びその他の単位を図書館に設ける。

第六章 調査及び立法考査局

第十五条 館長は、国立国会図書館内に調査及び立法考査局と名附ける一局を置く。この局の職務は、左の通りである。

一 要求に応じ、両議院の委員会に懸案中の法案又は内閣から国会に送付せられた案件を、分析又は評価して、両議院の委員会に進言し補佐するとともに、妥當な決定のための根拠を提供して援助すること。

二 要求に応じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の蒐集、分類、分析、翻訳、索引、摘録、編集、報告及びその他の準備をし、その資料の選択又は提出には党派的、官僚的偏見に捉われないこととなく、両議院、委員会及び議員に役立ち得る資料を提供すること。

三 立法の準備に際し、両議院、委員会及び議員を補佐して、議案起

△関連法規▽

第一章 設立及び目的

第一条 この法律により国立国会図書館を設立し、この法律を国立国会図書館法と称する。

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

第三条 国立国会図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

第二章 館長

第四条 国立国会図書館の館長は、一人とする。館長は、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会と協議の後、国会の承認を得て、これを任命する。

② 館長は、職務の遂行上過失がない限り在職する。館長は、政治活動を慎み、政治的理由により罷免されることはない。館長は、両議院の議長の共同提議によつては罷免されることがある。館長の待遇は、國務大臣と同等とする。

第五条 館長は、図書館事務を統理し、所属職員及び雇傭人の職務執行を監督する。

② 館長は、事前に、時宜によつては事後に、両議院の議院運営委員会の承認を経て図書館管理上必要な諸規程を定める。

③ 前項の規程は公示によつて施行される。

第六条 館長は、毎会計年度の始めに両議院の議長に対し、前会計年度の図書館の経営及び財政状態につき報告する。

国会法(抄)

(昭和二十二年四月三十日法律第七十九号)

改正(抄) 昭和四十一年六月二十八日法律第八十九号

第十七章 国立国会図書館、法制局及び議員会館

第三百三十条 議員の調査研究に資するため、別に定める法律により、国会に国立国会図書館を置く。

国立国会図書館法

(昭和二十三年二月九日法律第五号)

改正 昭和二十四年六月六日法律第九十四号

昭和三十年一月二十八日法律第三号

国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。

この冊子の内容は、今後、追加、変更される可能性があります。

